

令和3年流山市議会第4回定例会議案

11月25日招集
流山市

目 次

- 8 5 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 6 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 7 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 8 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第12号））
- 8 9 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第13号））
- 9 0 令和3年度流山市一般会計補正予算（第14号）
- 9 1 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 2 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 3 工事請負契約の締結について（流山市立長崎小学校給食室建替工事（建築工事））
- 9 4 令和3年度流山市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 5 流山市教育支援センターの設置等に関する条例の制定について
- 9 6 指定管理者の指定について（流山市野々下福社会館）
- 9 7 指定管理者の指定について（流山市江戸川台福社会館）
- 9 8 指定管理者の指定について（小山小学校区第5おおたかの森ルーム）
- 9 9 指定管理者の指定について（流山市立木の図書館）
- 1 0 0 指定管理者の指定について（流山市立南流山地域図書館及び流山市南流山児童センター）
- 1 0 1 令和3年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 1 0 2 令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 1 0 3 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 4 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 1 0 5 流山市白みりんミュージアム基金条例の制定について
- 1 0 6 令和3年度流山市水道事業会計補正予算（第2号）
- 1 0 7 流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 8 流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 9 市道路線の認定について
- 1 1 0 市道路線の廃止について
- 1 1 1 松戸市ほか5市消防指令事務協議会の廃止に関する協議について

- 1 6 専決処分の報告について

議案第 85 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 86 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の205」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 87 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の212.5」を「100分の197.5」に改める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 88 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、低所得者の年末年始へ向けた生活の不安軽減のため、流山市独自の子育て世帯（低所得者）生活応援給付金を支給するとともに、令和3年12月から始まる予定の3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和3年10月29日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第12号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年10月29日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 89 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 クリーンセンターごみ焼却施設の破損した溶融炉の修繕及びごみの外部処理委託を行うに当たり、特に緊急を要したため、令和3年11月9日付けで令和3年度流山市一般会計補正予算（第13号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和3年度流山市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年11月9日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 91 号

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政
令（令和2年政令第11号）の廃止に伴い、防疫手当の支給の
特例に係る規定を整理するためである。

流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 92 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の一部改正に伴い、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化、区分所有住宅に係る認定手続の見直し及び一定規模以上の住宅の容積率の特例許可の創設がなされることなどから、手数料の改定及び追加を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第10の1の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、「認定の申請」の次に「（以下「長期優良住宅建築等計画認定申請」という。）」を加え、「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「認められた」を「確認された」に、「1棟につき6,000円」を「1件につき8,000円」に、「1棟につき13,000円」を「1件につき16,000円」に、「1棟につき23,000円」を「1件につき28,000円」に、「1棟につき33,000円」を「1件につき44,000円」に、「1棟につき62,000円」を「1件につき76,000円」に、「1棟につき107,000円」を「1件につき125,000円」に、「1棟につき177,000円」を「1件につき209,000円」に、「1棟につき218,000円」を「1件につき260,000円」に、「1棟につき233,000円」を「1件につき286,000円」に、「1棟につき9,000円」を「1件につき13,000円」に、「1棟につき19,000円」を「1件につき25,000円」に、「1棟につき34,000円」を「1件につき42,000円」に、「1棟につき50,000円」を「1件につき66,000円」に、「1棟につき93,000円」を「1件につき115,000円」に、「1棟につき161,000円」を「1件につき188,000円」に、「1棟につき265,000円」を「1件につき314,000円」に、「1棟につき327,000円」を「1件につき391,000円」に、「1棟につき349,000円」を「1件につき429,000円」に、「及び温熱環境に関することを一次エネルギー消費量等級で評価した場合」を「、温熱環境に関することを一次エネルギー消費量等級で評価した場合及び認定基準に適合していると確認されたものである場合」に、「1棟につき16,000円」を「1件につき12,000円」に、「1棟につき61,000円」を「1件につき54,000円」に、「1棟につき99,000円」を「1件につき88,000円」に、「1棟につき186,000円」を「1件につき164,000円」に、「1棟につき319,000円」を「1件につき290,000円」に、

円」に、「1棟につき491,000円」を「1件につき455,000円」に、「1棟につき894,000円」を「1件につき829,000円」に、「1棟につき1,220,000円」を「1件につき1,132,000円」に、「1棟につき1,476,000円」を「1件につき1,366,000円」に、「1棟につき49,000円」を「1件につき44,000円」に、「1棟につき115,000円」を「1件につき107,000円」に、「1棟につき184,000円」を「1件につき173,000円」に、「1棟につき364,000円」を「1件につき342,000円」に、「1棟につき653,000円」を「1件につき623,000円」に、「1棟につき1,122,000円」を「1件につき1,086,000円」に、「1棟につき2,077,000円」を「1件につき2,011,000円」に、「1棟につき2,968,000円」を「1件につき2,880,000円」に、「1棟につき3,636,000円」を「1件につき3,526,000円」に、「1棟につき73,000円」を「1件につき66,000円」に、「1棟につき172,000円」を「1件につき161,000円」に、「1棟につき276,000円」を「1件につき260,000円」に、「1棟につき546,000円」を「1件につき514,000円」に、「1棟につき979,000円」を「1件につき935,000円」に、「1棟につき1,684,000円」を「1件につき1,629,000円」に、「1棟につき3,116,000円」を「1件につき3,017,000円」に、「1棟につき4,452,000円」を「1件につき4,321,000円」に、「1棟につき5,454,000円」を「1件につき5,290,000円」に改め、同表2の項中「この表の1の項に定める区分に応じた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料の額」を「1件につきこの表の1の項に掲げる区分に応じた長期優良住宅建築等計画認定申請に係る手数料の額（共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。）の変更認定にあっては、この表の摘要1に定める額）」に改め、同表3の項中「とき」の次に「又は同条第3項の規定による管理者等が選任されたとき」を加え、「1戸」を「1件」に改め、同表4の項中

「1戸」を「1件」に改め、同表に次のように加える。

5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可の申請に対する審査	1件につき182,000円
--	---------------

別表第10摘要2を同表摘要3とし、同表摘要1を同表摘要2とし、同表摘要2の前に次のように加える。

摘要1 共同住宅等の長期優良住宅建築等計画認定申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定によるものを除く。）に係る手数料の額は、この表の1の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に応じた手数料の額を認定申請対象住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条並びに第18条第1項の規定による申請について適用し、同日前の改正法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「改正前法」という。）第5条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第10条の規定による申請については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日以後、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正前法に基づく次の各号に掲げる申請があったときは、当該申請に対する審査を当該各号に掲げる審査とみなして改正後の流山市手数料条例の規定を適用する。

（1）改正前法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請 改正後の別表第10の2の項に定める審査

- (2) 改正前法第9条第1項の規定による譲受人を決定したときの長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請 改正後の別表第10の3の項に定める審査
- (3) 改正前法第10条の規定による地位承継の承認の申請 改正後の別表第10の4の項に定める審査

議案第 93 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の名称 | 流山市立長崎小学校給食室建替工事(建築工事) |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 206,158,700円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 千葉県千葉市中央区弁天二丁目23番1号
東鉄工業株式会社 千葉支店
執行役員支店長 道塚 賢 |

参考資料

流山市立長崎小学校給食室建替工事（建築工事）概要

- 1 工事場所 流山市野々下2丁目10番地の1
- 2 概要
 - (1) 工事概要 流山市立長崎小学校給食室建替に係る建築工事
 - (2) 構造・規模
 - ア 敷地面積 18,396.50平方メートル
 - イ 建築面積 409.26平方メートル
 - ウ 延べ面積 440.23平方メートル
 - エ 構造・階数 鉄骨造 地上2階建て
- 3 工期 議会の議決の日の翌日から令和4年12月25日まで
- 4 設計 千葉県千葉市中央区中央三丁目3番1号
株式会社綜企画設計 千葉支店
- 5 施工 千葉県千葉市中央区弁天二丁目23番1号
東鉄工業株式会社 千葉支店
- 6 工事費 206,158,700円
(消費税及び地方消費税を含む。)

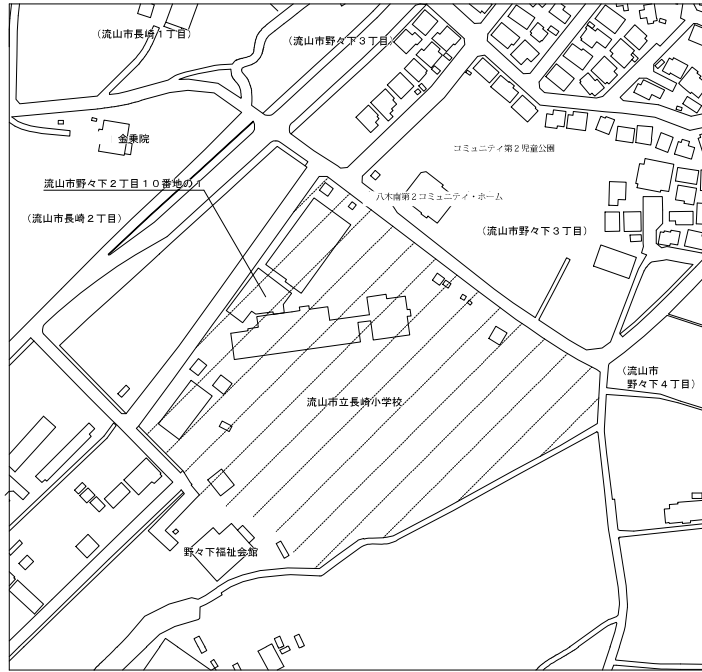
入札金額	187,417,000円	(税抜)
請負代金額	206,158,700円	(税込) 《消費税率10%》
うち取引に係る	(18,741,700円)	

消費税及び地方消費税の額

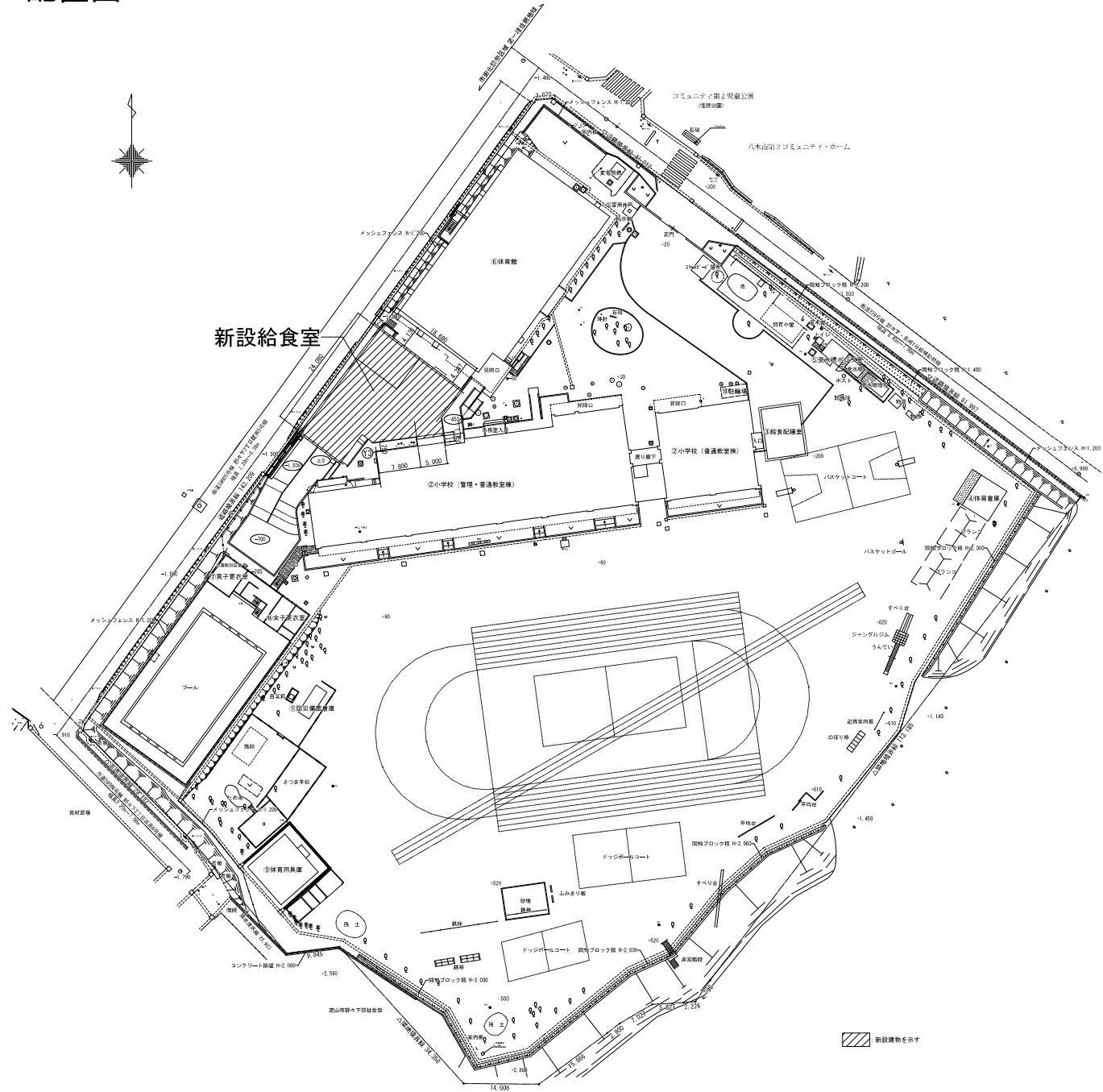
業 者 経 歴 表

会 社 名	東鉄工業株式会社			
自 己 資 本 額	86,915,903 千円 (資本金額 2,810,000千円)			
所 在 地	本 社	東京都新宿区信濃町34番地		
	営 業 所 等	千葉県千葉市中央区弁天二丁目23番1号		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	令和2年3月13日 国土交通大臣 許可(特-1)第3502号 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業、解体工事業 令和2年3月13日 国土交通大臣 許可(般-1)第3502号 電気工事業、管工事業			
営 業 種 目	線路事業、土木事業、建築事業、環境事業			
代 表 者	代表取締役 前川 忠生			
過 去 2 か 年 の 年 間 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁(千円)	民間(千円)	合計(千円)
	令和 2年 3月期	9,784,000	125,046,000	134,830,000
	令和 3年 3月期	11,035,000	110,447,000	121,482,000
	平 均	10,409,500	117,746,500	128,156,000
過 去 の 主 な 工 事 経 歴	工 事 名	(仮称)南町海岸公共・公益施設新築建築本体工事		
	発 注 者	宮城県気仙沼市		
	工 事 金 額	995,220,000円(税込み)		
	工 期	平成29年9月29日~平成31年3月29日		
	受 注 形 態	単独		
	工 事 名	小林駅南口自由通路建設工事		
	発 注 者	千葉県印西市		
	工 事 金 額	344,791,080円(税込み)		
	工 期	平成27年12月19日~平成29年3月24日		
	受 注 形 態	単独		
	工 事 名	平成26・27・28・29年度駅前広場整備工事・ 平成26・27・28・29年度駅前広場整備(その2)工事		
	発 注 者	神奈川県足柄下郡湯河原町		
	工 事 金 額	764,424,000円(税込み)		
	工 期	平成27年8月20日~平成29年10月10日		
	受 注 形 態	単独		

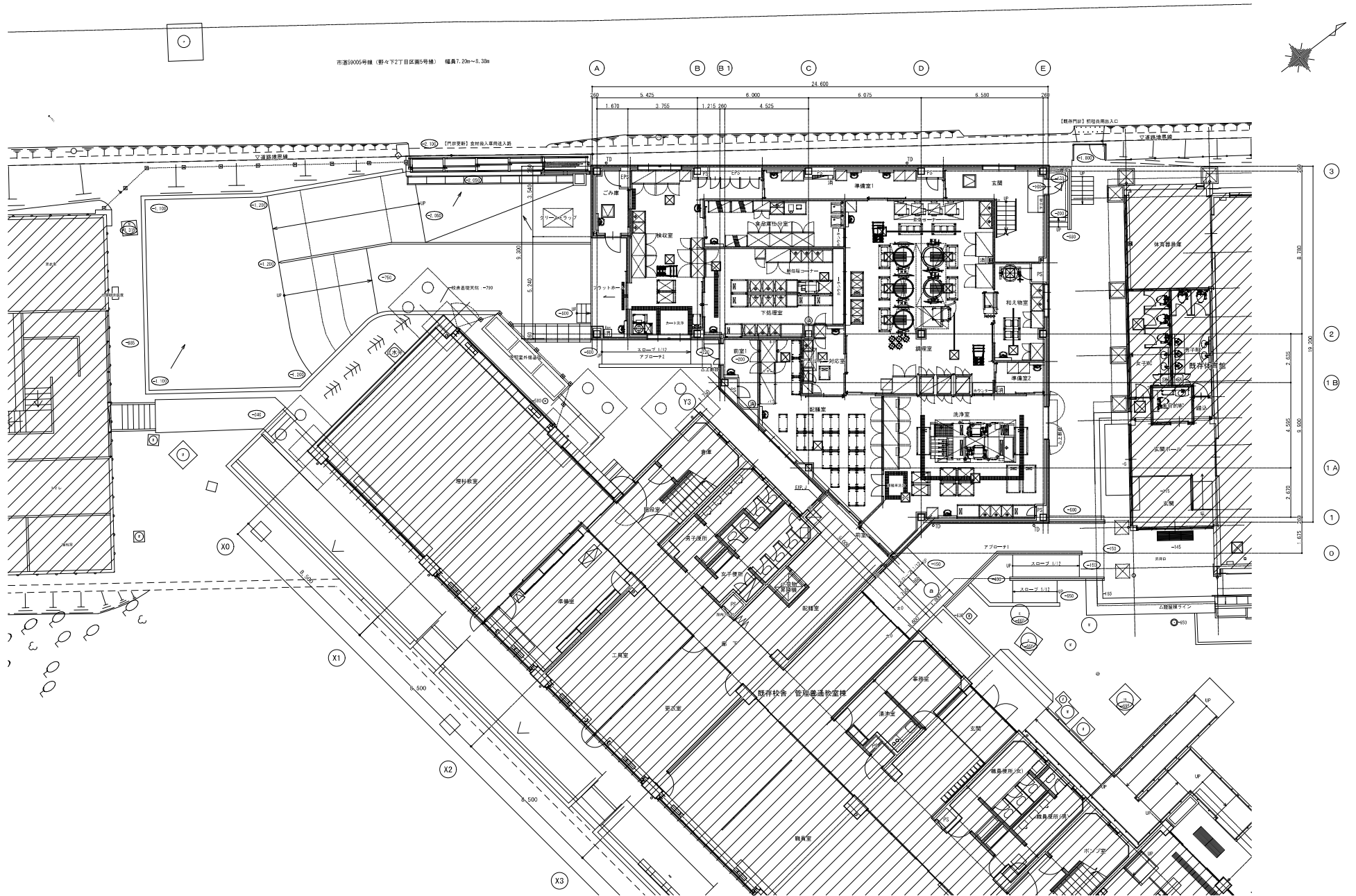
案内図



配置図

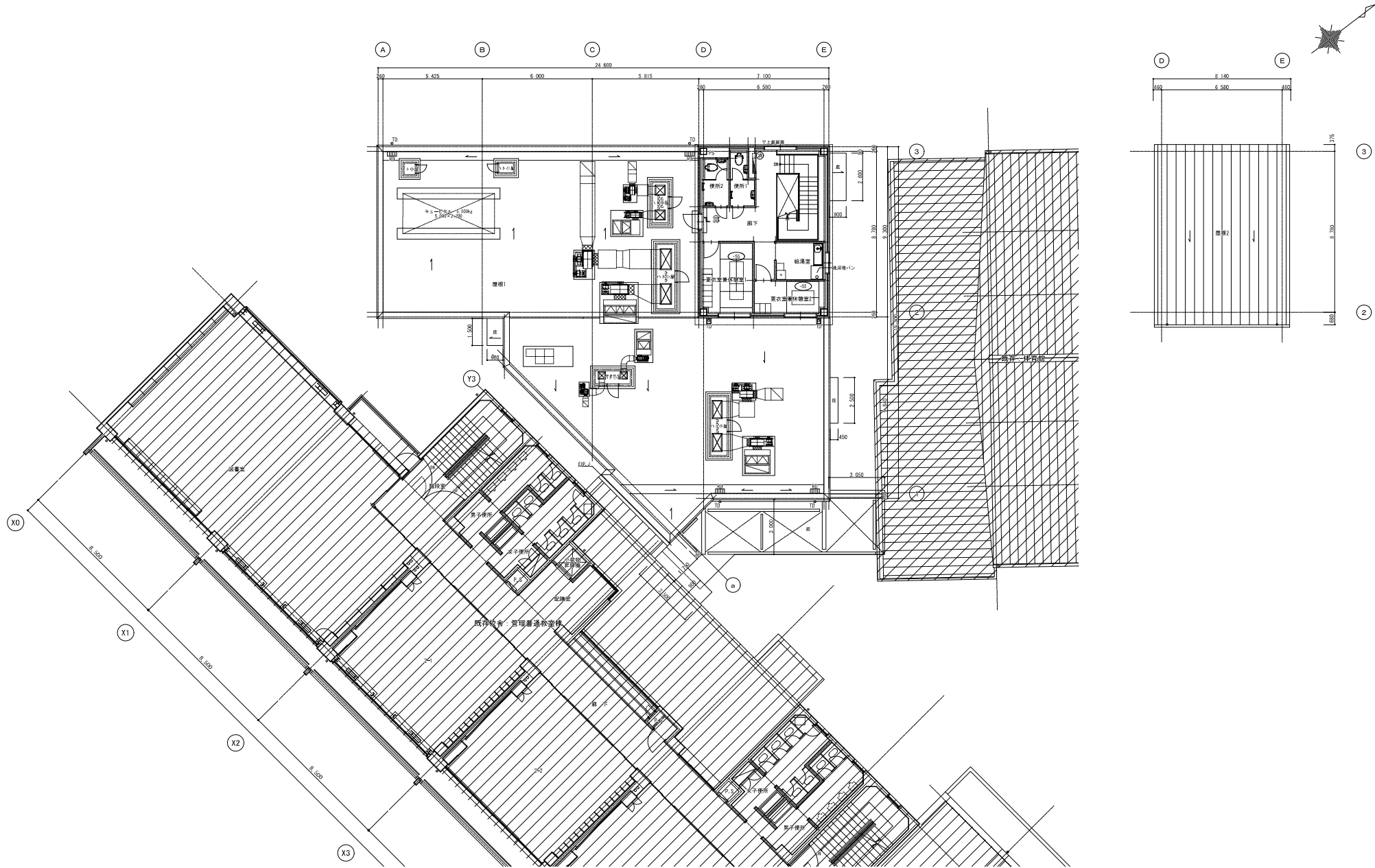


1階平面図

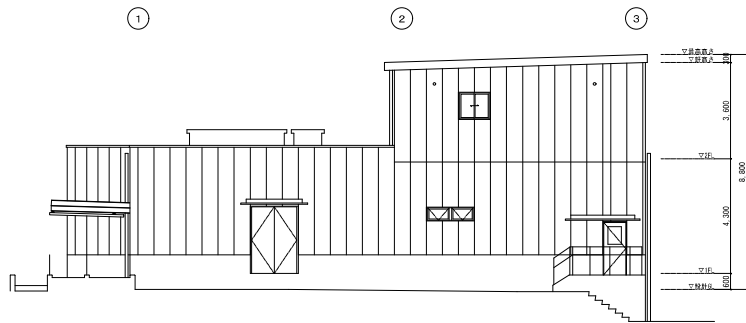


2階平面図

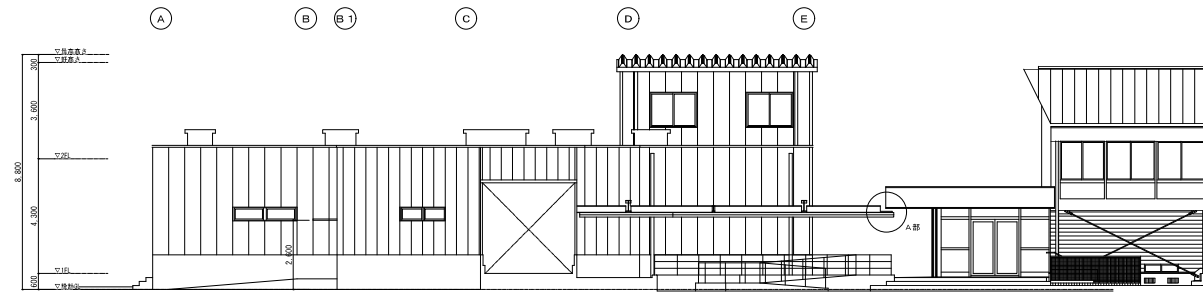
屋根伏図



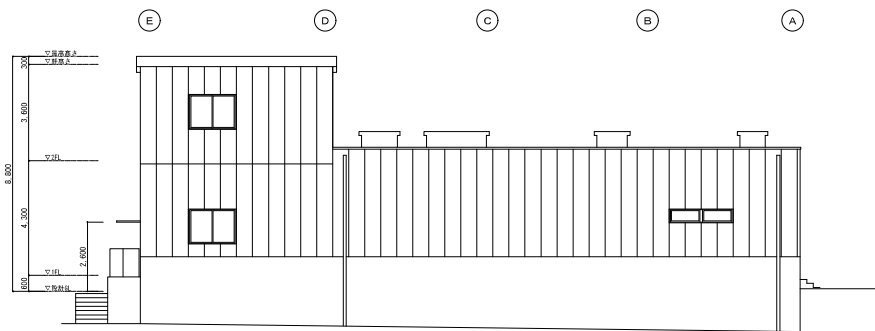
北側立面図



東側立面図



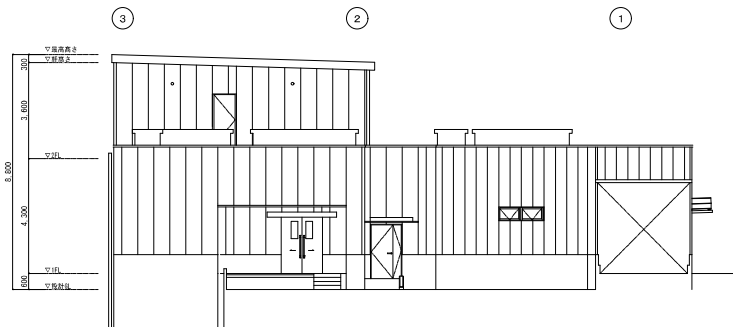
西側立面図



参考イメージ



南側立面図



議案第 95 号

流山市教育支援センターの設置等に関する条例の制定について
流山市教育支援センターの設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 不登校児童生徒等の学校生活への復帰及び社会的自立を支援するため、流山市教育支援センターを設置するに当たり、必要な事項を定めるためである。

流山市教育支援センターの設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、流山市教育支援センター（以下「センター」という。）の設置その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 不登校児童生徒等 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒及びこれに準ずる者として教育委員会規則で定める者をいう。
- (4) 市立学校 市が設置する小学校及び中学校をいう。
- (5) 入級支援 不登校児童生徒等に対し、集団生活への適応指導、教科指導、体験活動、カウンセリングその他の支援を継続的に行うことをいう。

(設置)

第3条 市は、不登校児童生徒等の学校生活への復帰及び社会的自立を支援するため、流山市教育支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第4条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
フレンドステーション エルズ	流山市中110番地（流山市生涯学習センター内）

2 センターに分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
フレンドステーション しんかわ	流山市大字中野久木339番地（流山市立新川小学校内）

(業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入級支援に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不登校児童生徒等及びその保護者に対する支援に関し教育委員会が必要と認める業務
(職員)

第6条 センターに、所長その他教育委員会規則で定める職員を置く。
(入級支援の利用対象者)

第7条 入級支援を利用することができる者は、不登校児童生徒等であつて、市内に住所を有するもの又は市立学校に在籍するものとする。
(体験入級)

第8条 センターは、保護者の申出により、教育委員会規則で定める期間、前条に規定する者に入級支援の体験(以下「体験入級」という。)をさせることができる。
(入級支援の申請等)

第9条 児童生徒に入級支援を受けさせようとする保護者は、教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会にその旨を申請して承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに、当該申請に係る児童生徒(以下「入級申請児童生徒」という。)の入級(入級支援の利用を開始することをいう。以下同じ。)を承認するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした保護者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、入級申請児童生徒が体験入級を経ていないときは、教育委員会は、当該入級申請児童生徒に体験入級をさせ、これが終了するまでの間、同項の手続を留保することができる。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入級申請児童生徒の入級を承認しないことができる。

- (1) 入級申請児童生徒が第7条に規定する者に該当しないとき。
- (2) 入級申請児童生徒について、他の不登校児童生徒等に対する支援の妨げとなる行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に定めるほか、センターの設置の目的に反すると認められ

るとき。

(入級の承認の取消等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、前条第2項の承認を取り消し、又は当該承認に係る児童生徒（以下「入級者」という。）の通級（入級支援を利用するためセンターに通うことをいう。以下同じ。）を制限することができる。

- (1) 入級者が他の不登校児童生徒等に対する支援の妨げとなる行為を繰り返し行ったとき。
- (2) 入級者が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのあるとき。
- (3) その他承認を取り消し、又は入級者の通級を制限することについて正当な理由があるとき。

(退級)

第11条 入級者が次の各号のいずれかに該当した場合には、退級（入級支援の利用を終了することをいう。以下同じ。）をするものとする。

- (1) 第7条に規定する者に該当しなくなったとき。
- (2) 入級者の保護者から退級の申出があり、教育委員会が相当と認めるとき。

2 教育委員会は、入級者が相当の期間通級をせず、かつ、通級を再開する見込みがないと認められるときは、退級をさせることができる。

(入級等に関する教育委員会の責務)

第12条 教育委員会は、不登校児童生徒等の入級及び退級を決定するに当たっては、入級支援における指導の効果を十分に発揮するため、当該不登校児童生徒等の実情を的確に把握するよう努めるものとする。

(教育相談の利用対象者)

第13条 教育相談を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する児童生徒
- (2) 市立学校に在籍する児童生徒
- (3) 市立学校に入学（転入学を含む。）しようとする者
- (4) 前3号に掲げる者の保護者
- (5) 市立学校に勤務する教職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、センターが相当と認める者

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に教育委員会から入級支援に相当する支援を受けている者は、第9条第2項の承認を得たものとみなす。

議案第 96 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市野々下福社会館
- 2 指定管理者となる団体
東京都文京区後楽一丁目3番61号
株式会社東京ドームファシリティーズ
代表取締役 山田 幸雄
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 97 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市江戸川台福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
東京都港区芝四丁目13番3号 PMO田町東10F
株式会社明日葉
代表取締役 大隈 太嘉志
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 98 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
小山小学校区第5おおたかの森ルーム
- 2 指定管理者となる団体
流山市西初石3丁目1447番地の2 ベルツリーⅡ101号室
NPO法人でんでんむし
理事長 小沼 みはる
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 99 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市立木の図書館
- 2 指定管理者となる団体
千葉県鎌ヶ谷市右京塚3番地3
株式会社すばる
代表取締役 近藤 純哉
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第 100 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山市立南流山地域図書館
- (2) 流山市南流山児童センター

2 指定管理者となる団体

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
南流山ヨミ・アソビ・カフェ共同事業体
(代表団体)

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
アクティオ株式会社
代表取締役 淡野 文孝
(構成団体)

千葉県鎌ヶ谷市右京塚3番地3
株式会社すばる
代表取締役 近藤 純哉
(構成団体)

千葉県柏市あけぼの四丁目1番3号
株式会社C・B・H
代表取締役 早川 和宏

3 指定の期間

令和4年12月1日から令和10年3月31日まで

議案第 103 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 産科医療補償制度における掛金の引下げに伴い、出産育児一時金の額を改めるためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

議案第 104 号

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）による産業競争力強化法（平成25年法律第98号）及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の一部改正に伴い、引用条項の整理等を行うためである。

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

流山市中小企業資金融資条例（昭和38年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第2条第3項第1号及び第2号に規定する者並びに」を削り、「第2条第24項第1号」を「第2条第29項第1号」に改め、同条第4号中「経営強化法第2条第4項第1号及び第2号に規定する者並びに」を削り、「第2条第24項第2号」を「第2条第29項第2号」に改め、同条第13号中「第2条第26項」を「第2条第31項」に改める。

第3条第3項第1号から第4号までを削り、同項第5号中「第2条第24項第1号」を「第2条第29項第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第6号中「第2条第24項第2号」を「第2条第29項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第7号中「第2条第24項第3号」を「第2条第29項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第8号中「第2条第24項第4号」を「第2条第29項第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第9号を削る。

第5条の表中「産業強化法の適用を受ける創業者又は新規中小企業者であって、同法」を「産業強化法」に改める。

第9条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市中小企業資金融資条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る融資について適用し、同日前の申請に係る融資については、なお従前の例による。

議案第 105 号

流山市白みりんミュージアム基金条例の制定について
流山市白みりんミュージアム基金条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 白みりん発祥の地である流山市ならではの体験ができる施設として整備予定である白みりんミュージアムの施設整備及び展示に要する資金を積み立てることを目的として基金を設置するためである。

流山市白みりんミュージアム基金条例

(設置の目的)

第1条 白みりんミュージアムの施設整備及び展示（以下「施設整備等」という。）に要する資金を積み立てるため、流山市白みりんミュージアム基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

(1) 市の積立金額

(2) 基金への積立てが指定された寄附金額

(3) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、施設整備等の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 107 号

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律
第43号）による都市計画法（昭和43年法律第100号）の
改正及びこれに伴う都市計画法施行令（昭和44年政令第158
号）の改正に基づき、市街化調整区域内において例外的に開発
行為等を可能とする条例で定める区域から災害ハザードエリア
を原則として除くためである。

流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例
流山市開発事業の許可基準等に関する条例（平成22年流山市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第44条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、区域を限定し定める第4号及び第6号の開発行為については、原則として、当該区域から政令第29条の9各号に掲げる区域を除くものとする。

第44条第6号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第44条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条若しくは第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の流山市開発事業の許可基準等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 108 号

流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定する。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市道における交通安全施設に自動運行補助施設を追加すると
ともに、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を新設するた
めである。

流山市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
流山市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年流山市条例第
19号）の一部を次のように改正する。

第30条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第41条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者
道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行
者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的
な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置す
る場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認め
るときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資
する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に
関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新
設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適
合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 109 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

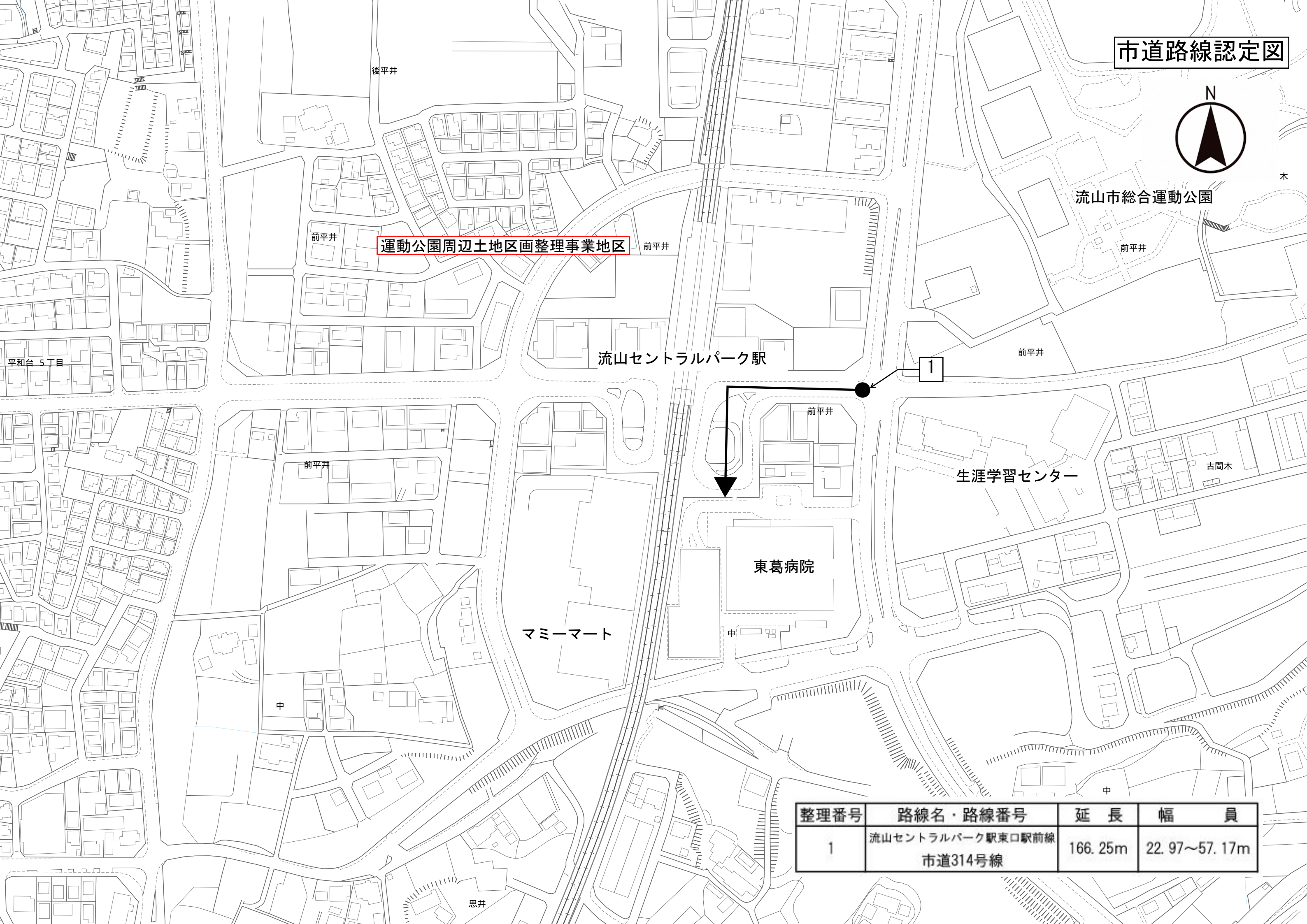
整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	314	流山セントラルパーク駅東口駅前線	中宇中屋敷101番4	
			前平井字堀米162番1	
2	03278	東深井区画278号線	東深井字赤土386番26	
			同 所同 番21	
3	05051	平方区画51号線	平方字浅間前110番35	
			同 所同 番13	
4	06503	中野久木3号自転車歩行者専用道路	中野久木字宮下224番1	
			同 所249番	
5	07052	美原区画52号線	美原4丁目225番36	
			同 所同 番2	
6	07053	美原区画53号線	美原4丁目207番2	
			同 所212番1	
7	07054	美原区画54号線	美原4丁目206番32	
			同 所同 番29	
8	07501	美原1号歩行者専用道路	美原4丁目225番42	
			同 所227番3	
9	17047	北小屋区画47号線	小屋字土深割146番1	
			中野久木字宮下282番7	
10	24026	大畔区画26号線	大畔字小坂389番2	
			同 所386番1	
11	38138	駒木区画138号線	駒木703番21	
			同所709番4	
12	38507	駒木7号自転車歩行者専用道路	駒木709番4	
			同所703番25	
13	40143	市野谷区画143号線	市野谷字宮後283番	
			同 所211番1	
14	40144	市野谷区画144号線	市野谷字宮後279番2	
			同 所213番2	
15	40145	市野谷区画145号線	市野谷字中嶋332番2	
			市野谷字宮後219番2	
16	40146	市野谷区画146号線	市野谷字宮後267番	
			市野谷字中嶋337番1	
17	40147	市野谷区画147号線	市野谷字宮後229番1	
			市野谷字中嶋330番4	
18	40151	市野谷区画151号線	市野谷字中嶋358番1	
			市野谷字三島565番4	
19	40152	市野谷区画152号線	市野谷字中嶋330番3	
			市野谷字三島557番2	
20	40153	市野谷区画153号線	市野谷字中嶋332番5	
			市野谷字三島556番3	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
21	40154	市野谷区画154号線	市野谷字中嶋342番	
			市野谷字三島557番2	
22	40155	市野谷区画155号線	市野谷字中嶋354番	
			同 所341番	
23	40156	市野谷区画156号線	市野谷字三島559番1	
			市野谷字中嶋354番	
24	40157	市野谷区画157号線	市野谷字三島561番1	
			同 所559番1	
25	40163	市野谷区画163号線	おおたかの森南二丁目30番16	
			同 所同 番10	
26	40515	市野谷15号自転車歩行者専用道路	市野谷字宮後206番2	
			同 所同 番3	
27	40516	市野谷16号自転車歩行者専用道路	市野谷字三島536番1	
			同 所539番2	
28	64026	長崎1丁目区画26号線	長崎1丁目44番19	
			同 所同 番25	
29	64501	長崎1丁目1号歩行者専用道路	長崎1丁目44番27	
			同 所同 番27	
30	66111	西平井区画111号線	西平井字釘貫1083番1	
			鱈ヶ崎字高田995番3	
31	66112	西平井区画112号線	西平井字釘貫1087番12	
			鱈ヶ崎字高田1002番1	
32	66113	西平井区画113号線	西平井字釘貫1090番2	
			同 所1088番2	
33	66114	西平井区画114号線	西平井字釘貫1084番2	
			同 所1085番2	
34	66115	西平井区画115号線	西平井三丁目19番5	
			同 所24番	
35	66116	西平井区画116号線	西平井二丁目17番1	
			同 所22番7	
36	67023	思井区画23号線	思井一丁目5番1	
			宮園1丁目1番3	
37	67024	思井区画24号線	思井一丁目5番1	
			同 所6番6	
38	80053	木区画53号線	木字前田581番	
			木字小沼849番4	
39	80054	木区画54号線	木字前田634番2	
			同 所857番3	
40	80055	木区画55号線	木字前田631番4	
			同 所652番1	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
41	80056	木区画56号線	木字前田688番	
			同 所681番	
42	80057	木区画57号線	木字前田698番3	
			同 所650番2	
43	80058	木区画58号線	木字前田711番1	
			同 所704番1	
44	80059	木区画59号線	木字前田662番1	
			同 所684番2	
45	80060	木区画60号線	木字前田680番	
			同 所649番	
46	80061	木区画61号線	木字前田647番2	
			同 所674番	
47	80062	木区画62号線	木字下谷366番	
			同 所433番	
48	80063	木区画63号線	木字神明146番4	
			同 所144番5	
49	80064	木区画64号線	木字神明139番	
			同 所140番1	
50	80065	木区画65号線	木字神明144番5	
			同 所134番3	
51	81107	鰯ヶ崎区画107号線	鰯ヶ崎一丁目2番11	
			鰯ヶ崎二丁目1番18	
52	81108	鰯ヶ崎区画108号線	鰯ヶ崎二丁目15番	
			同 所14番1	
53	81109	鰯ヶ崎区画109号線	鰯ヶ崎二丁目16番5	
			同 所13番5	
54	81110	鰯ヶ崎区画110号線	鰯ヶ崎二丁目12番2	
			同 所5番	
55	81111	鰯ヶ崎区画111号線	鰯ヶ崎二丁目17番9	
			同 所16番6	
56	81112	鰯ヶ崎区画112号線	鰯ヶ崎二丁目22番5	
			同 所21番7	
57	81113	鰯ヶ崎区画113号線	鰯ヶ崎一丁目8番1	
			思井一丁目6番2	
58	81114	鰯ヶ崎区画114号線	鰯ヶ崎一丁目2番18	
			同 所7番13	
59	81115	鰯ヶ崎区画115号線	鰯ヶ崎一丁目3番6	
			同 所5番6	
60	81119	鰯ヶ崎区画119号線	鰯ヶ崎字塚ノ腰1297番7	
			同 所1293番1	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
6 1	8 1 1 2 0	鱒ヶ崎区画 1 2 0 号線	鱒ヶ崎字高田 9 9 4 番 2	
			西平井字釘貫 1 1 0 1 番 1 0	
6 2	8 1 1 2 1	鱒ヶ崎区画 1 2 1 号線	鱒ヶ崎字高田 9 9 5 番 1 1	
			同 所 9 9 8 番 3	
6 3	8 1 1 2 2	鱒ヶ崎区画 1 2 2 号線	鱒ヶ崎字高田 9 5 5 番 1 0	
			西平井字釘貫 1 0 8 8 番 4	
6 4	8 1 1 2 3	鱒ヶ崎区画 1 2 3 号線	鱒ヶ崎字高田 1 0 1 2 番 1	
			同 所 9 4 9 番 2	
6 5	8 1 1 2 4	鱒ヶ崎区画 1 2 4 号線	鱒ヶ崎字高田 9 5 8 番 6	
			同 所 9 5 4 番 3	
6 6	8 1 1 2 5	鱒ヶ崎区画 1 2 5 号線	鱒ヶ崎字高田 9 9 4 番 2	
			西平井字谷新田 2 番 1 2	
6 7	8 1 5 0 7	鱒ヶ崎 7 号歩行者専用道路	鱒ヶ崎二丁目 1 0 番	
			同 所 2 0 番 1	
6 8	8 4 0 9 1	向小金区画 9 1 号線	向小金 1 丁目 2 3 7 番 1 0	
			同 所 同 番 1 1 5	

市道路線認定図



運動公園周辺土地区画整理事業地区

後平井

前平井

前平井

流山市総合運動公園

前平井

平和台 5丁目

流山セントラルパーク駅

1

前平井

前平井

前平井

生涯学習センター

古間木

東葛病院

マミーマート

中

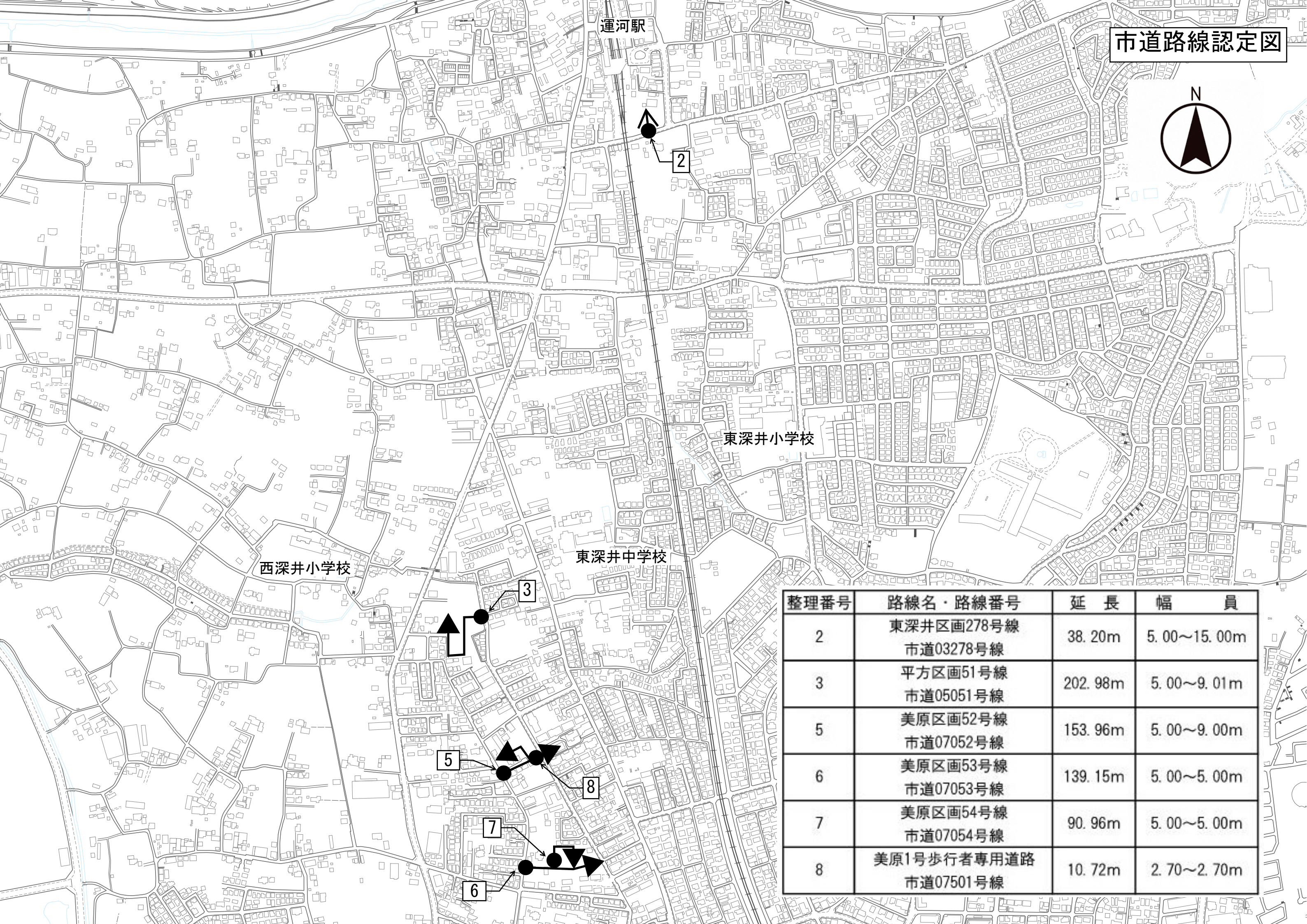
中

中

思井

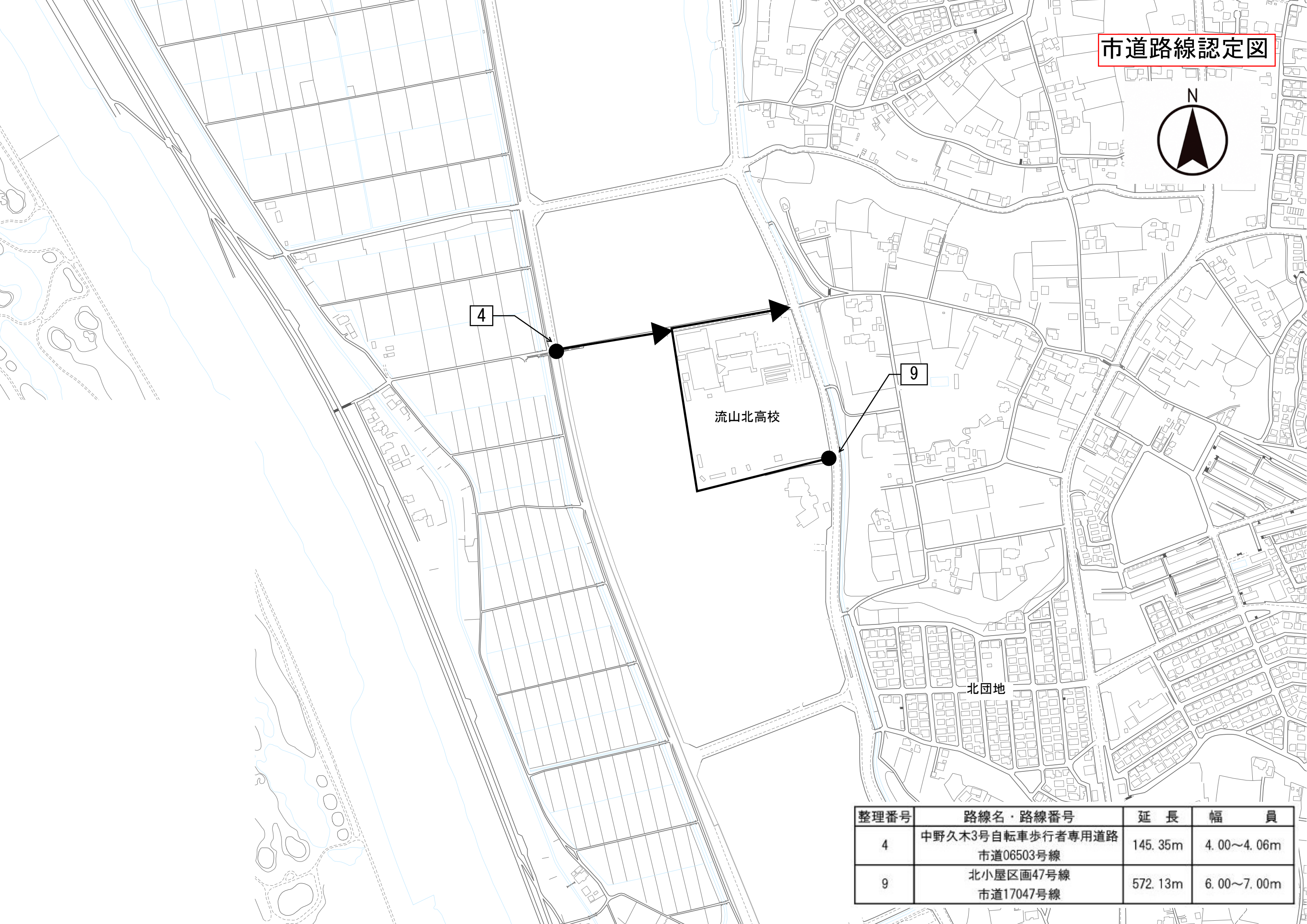
整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
1	流山セントラルパーク駅東口駅前線 市道314号線	166.25m	22.97~57.17m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
2	東深井区画278号線 市道03278号線	38.20m	5.00~15.00m
3	平方区画51号線 市道05051号線	202.98m	5.00~9.01m
5	美原区画52号線 市道07052号線	153.96m	5.00~9.00m
6	美原区画53号線 市道07053号線	139.15m	5.00~5.00m
7	美原区画54号線 市道07054号線	90.96m	5.00~5.00m
8	美原1号歩行者専用道路 市道07501号線	10.72m	2.70~2.70m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
4	中野久木3号自転車歩行者専用道路 市道06503号線	145.35m	4.00~4.06m
9	北小屋区画47号線 市道17047号線	572.13m	6.00~7.00m

市道路線認定図



流山自動車学校

おおぐろの森小学校

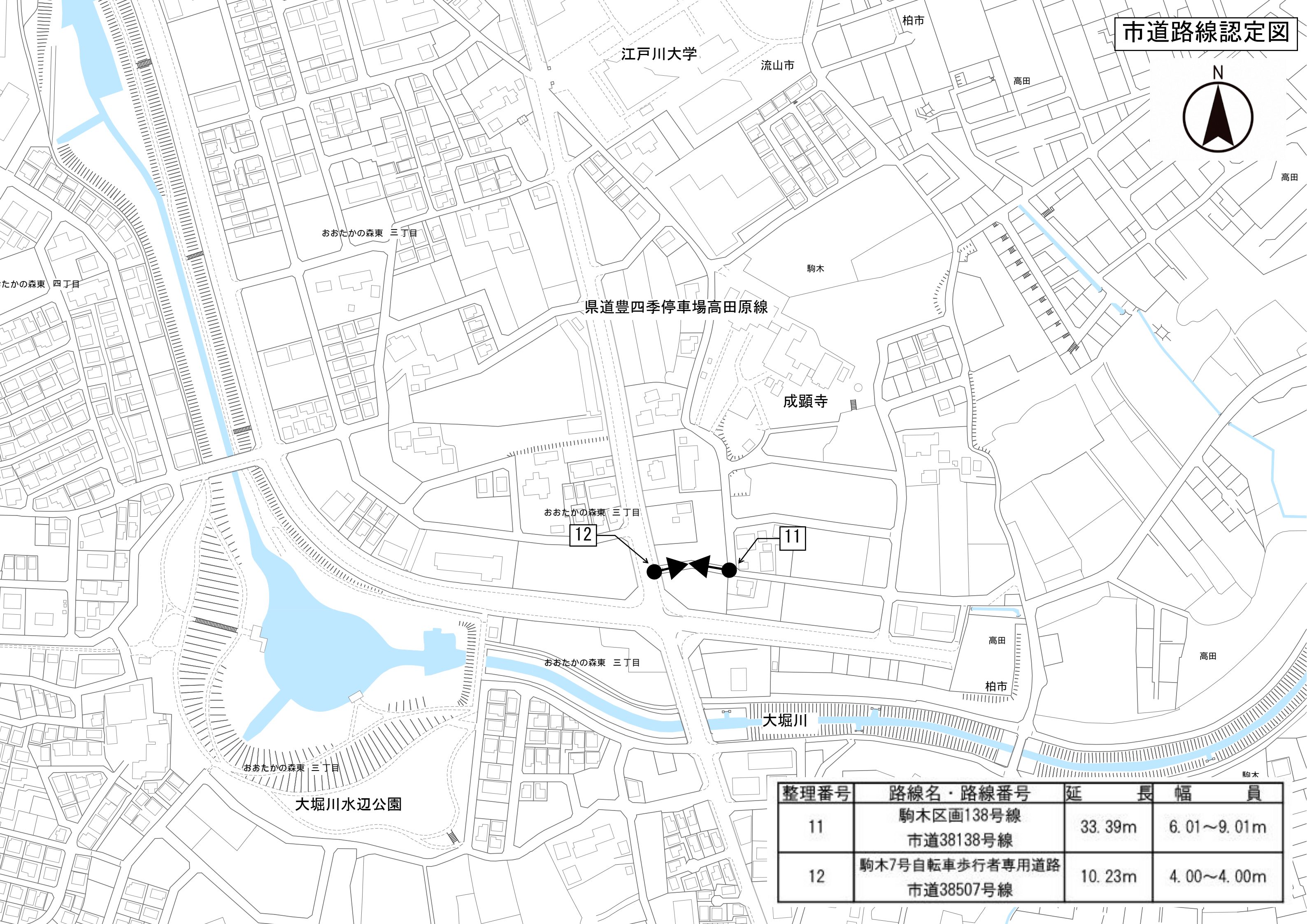
流山市
上下水道局

流山警察署

10

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
10	大群区画26号線 市道24026号線	186.02m	5.00~6.45m

市道路線認定図



県道豊四季停車場高田原線

12

11

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
11	駒木区画138号線 市道38138号線	33.39m	6.01~9.01m
12	駒木7号自転車歩行者専用道路 市道38507号線	10.23m	4.00~4.00m

市道路線認定図



おおたかの森小学校・中学校

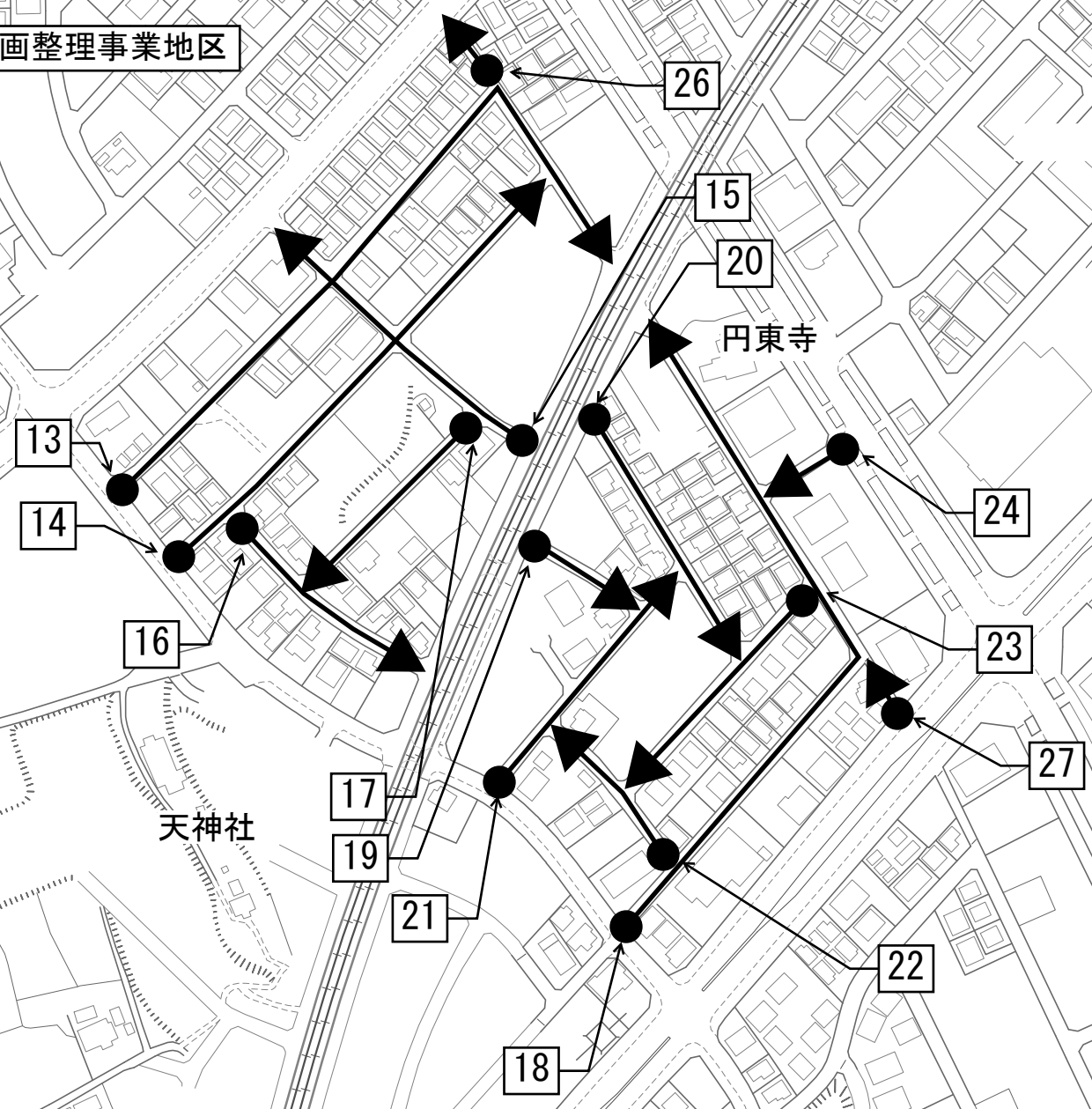
市野谷水鳥の池

運動公園周辺土地区画整理事業地区

ヤオコー

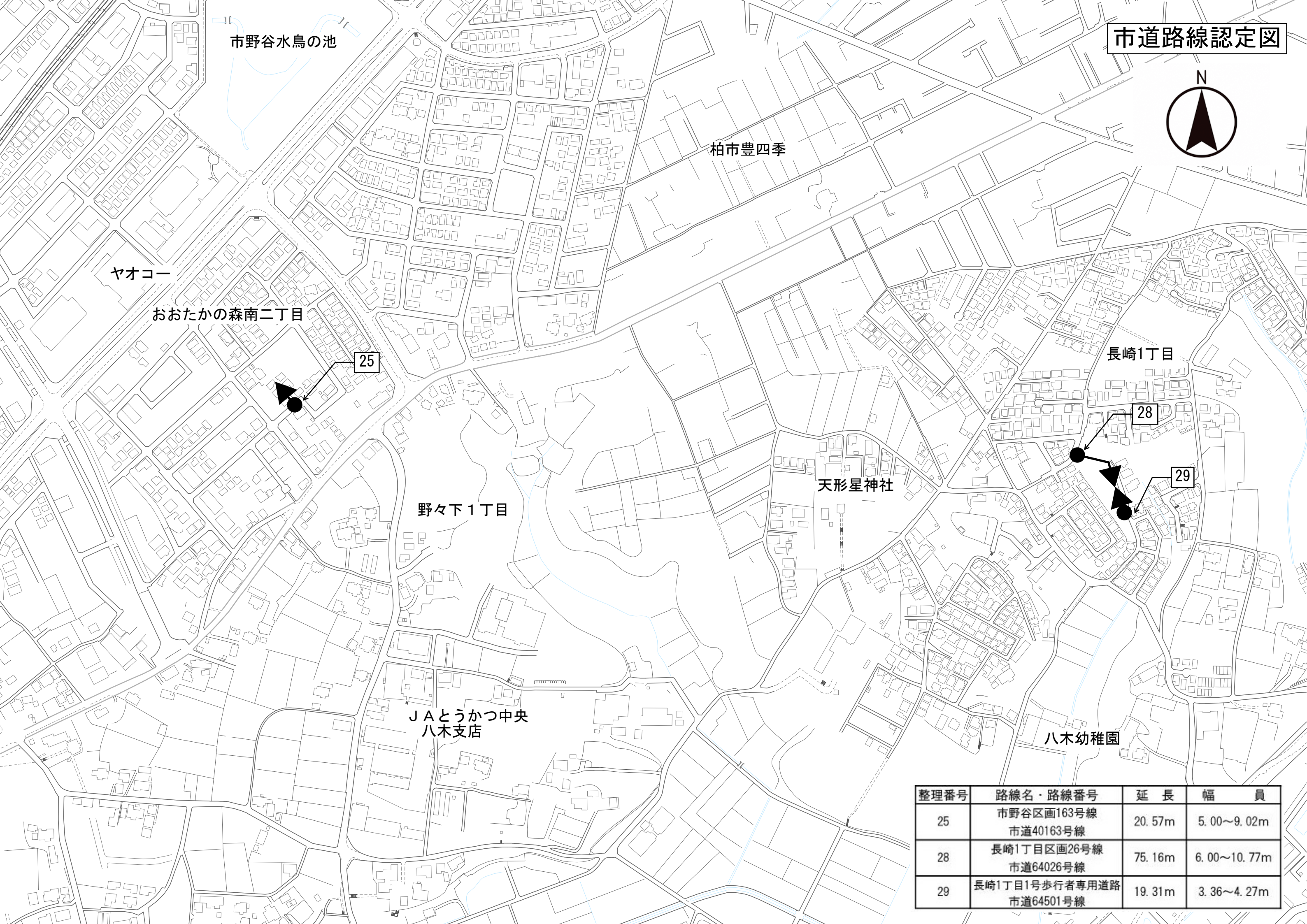
円東寺

天神社



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
13	市野谷区画143号線 市道40143号線	323.75m	5.98~6.02m
14	市野谷区画144号線 市道40144号線	226.88m	6.00~6.04m
15	市野谷区画145号線 市道40145号線	141.24m	6.00~6.09m
16	市野谷区画146号線 市道40146号線	104.12m	5.98~6.04m
17	市野谷区画147号線 市道40147号線	99.77m	5.97~5.99m
18	市野谷区画151号線 市道40151号線	324.99m	5.98~6.03m
19	市野谷区画152号線 市道40152号線	55.56m	5.98~6.01m
20	市野谷区画153号線 市道40153号線	121.73m	5.99~6.02m
21	市野谷区画154号線 市道40154号線	118.22m	5.99~6.01m
22	市野谷区画155号線 市道40155号線	75.54m	6.00~6.05m
23	市野谷区画156号線 市道40156号線	116.30m	5.98~6.01m
24	市野谷区画157号線 市道40157号線	34.90m	6.00~6.01m
26	市野谷15号自転車歩行者専用道路 市道40515号線	29.55m	4.00~4.00m
27	市野谷16号自転車歩行者専用道路 市道40516号線	29.00m	4.00~4.00m

市道路線認定図



市野谷水鳥の池

柏市豊四季

ヤオコー

おおたかの森南二丁目

25

長崎1丁目

28

天形星神社

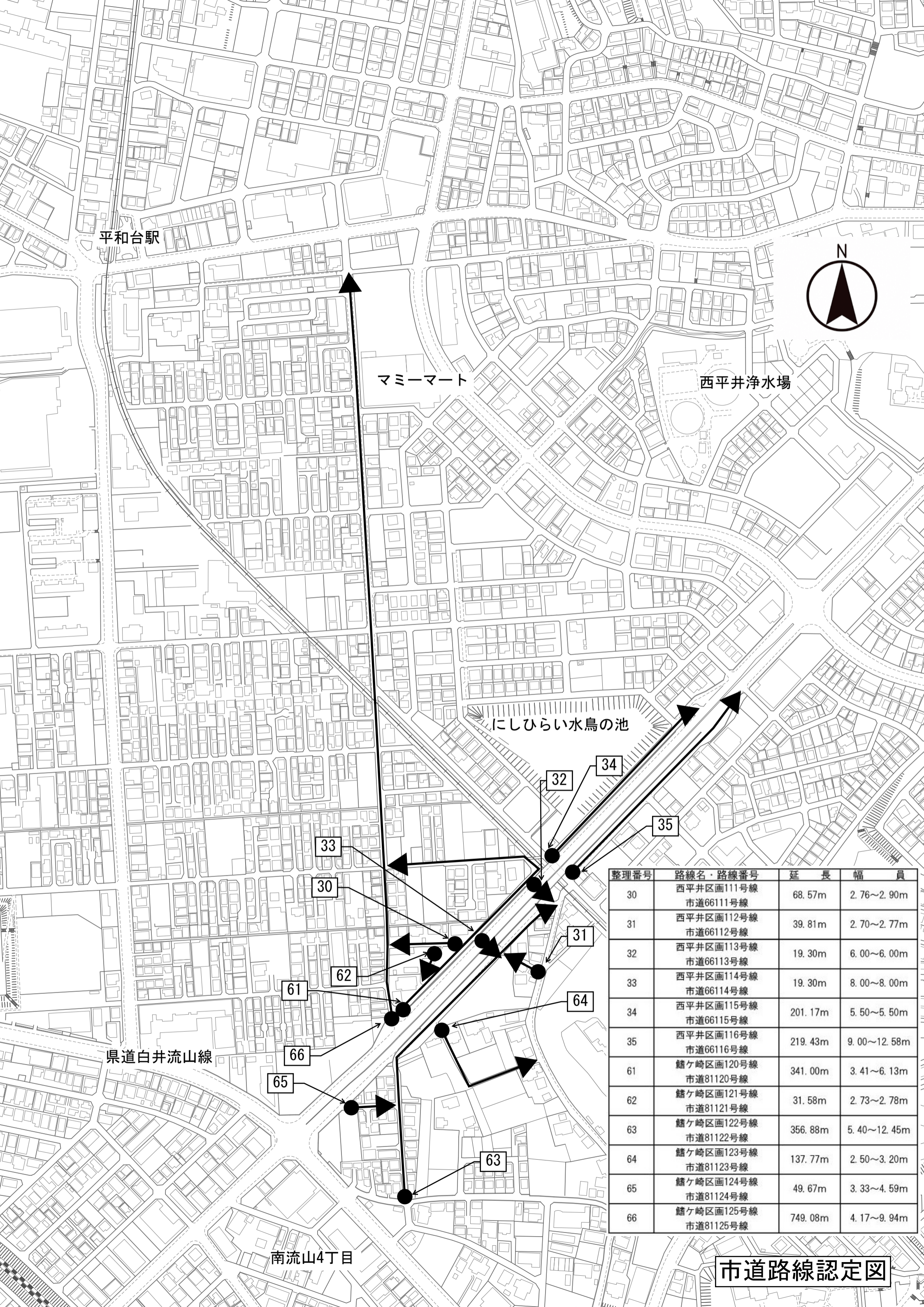
29

野々下1丁目

JAとうかつ中央
八木支店

八木幼稚園

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
25	市野谷区画163号線 市道40163号線	20.57m	5.00~9.02m
28	長崎1丁目区画26号線 市道64026号線	75.16m	6.00~10.77m
29	長崎1丁目1号歩行者専用道路 市道64501号線	19.31m	3.36~4.27m



平和台駅

マミーマーケット

西平井浄水場



にしひらい水鳥の池

県道白井流山線

南流山4丁目

整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
30	西平井区画111号線 市道66111号線	68.57m	2.76~2.90m
31	西平井区画112号線 市道66112号線	39.81m	2.70~2.77m
32	西平井区画113号線 市道66113号線	19.30m	6.00~6.00m
33	西平井区画114号線 市道66114号線	19.30m	8.00~8.00m
34	西平井区画115号線 市道66115号線	201.17m	5.50~5.50m
35	西平井区画116号線 市道66116号線	219.43m	9.00~12.58m
61	鱸ヶ崎区画120号線 市道81120号線	341.00m	3.41~6.13m
62	鱸ヶ崎区画121号線 市道81121号線	31.58m	2.73~2.78m
63	鱸ヶ崎区画122号線 市道81122号線	356.88m	5.40~12.45m
64	鱸ヶ崎区画123号線 市道81123号線	137.77m	2.50~3.20m
65	鱸ヶ崎区画124号線 市道81124号線	49.67m	3.33~4.59m
66	鱸ヶ崎区画125号線 市道81125号線	749.08m	4.17~9.94m

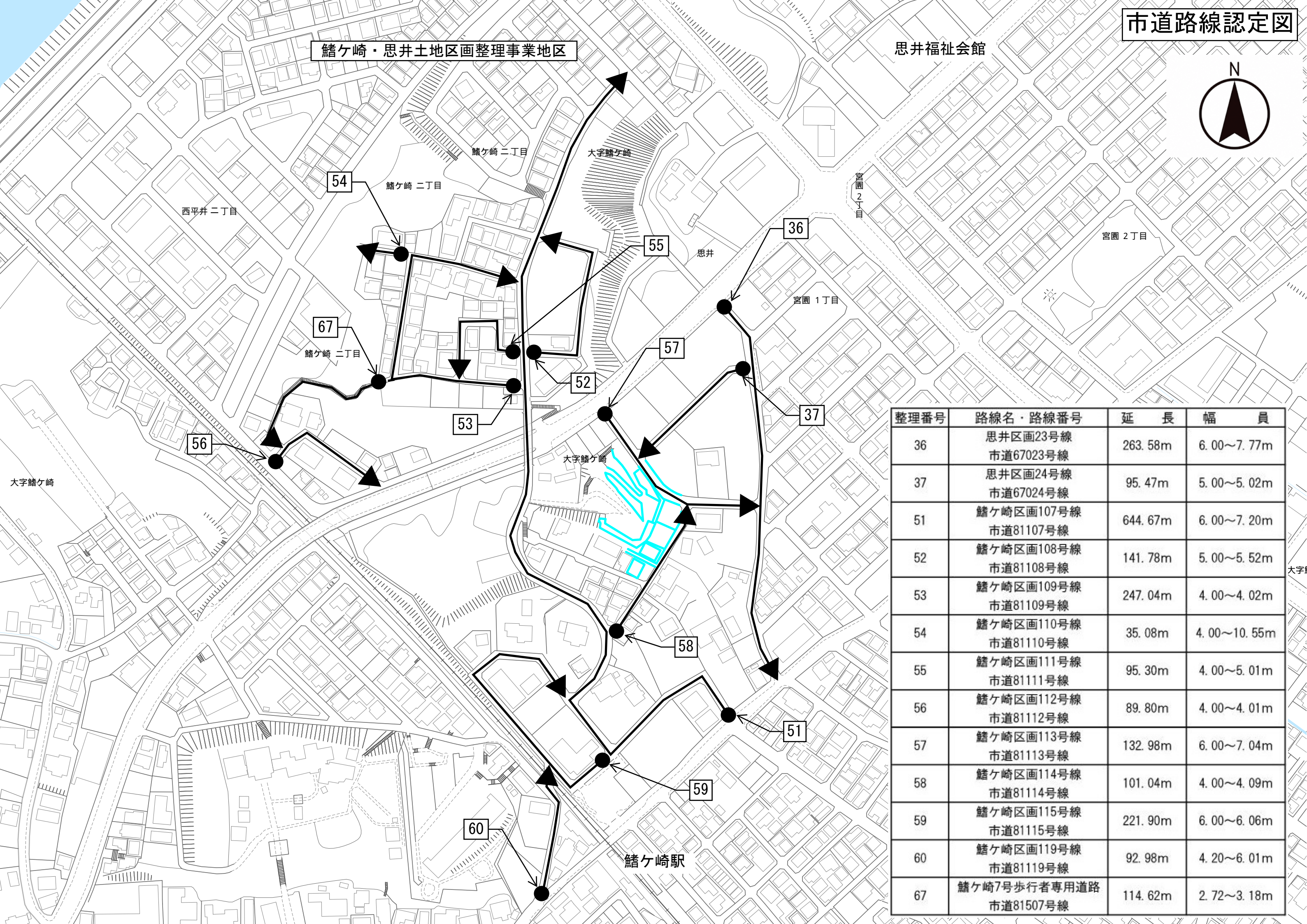
市道路線認定図

市道路線認定図



鱒ヶ崎・思井土地区画整理事業地区

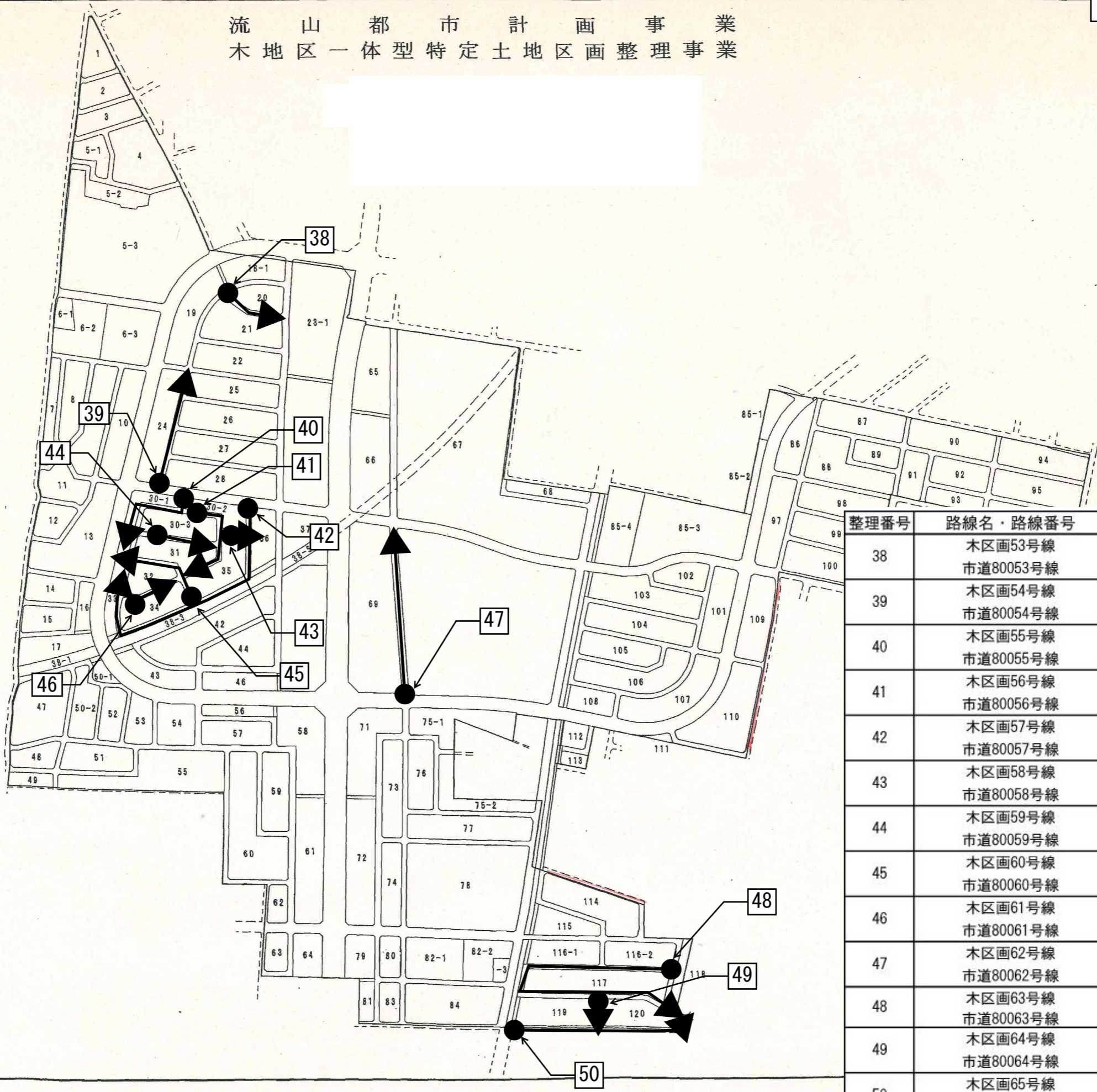
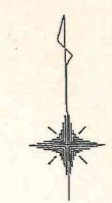
思井福祉会館



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
36	思井区画23号線 市道67023号線	263.58m	6.00~7.77m
37	思井区画24号線 市道67024号線	95.47m	5.00~5.02m
51	鱒ヶ崎区画107号線 市道81107号線	644.67m	6.00~7.20m
52	鱒ヶ崎区画108号線 市道81108号線	141.78m	5.00~5.52m
53	鱒ヶ崎区画109号線 市道81109号線	247.04m	4.00~4.02m
54	鱒ヶ崎区画110号線 市道81110号線	35.08m	4.00~10.55m
55	鱒ヶ崎区画111号線 市道81111号線	95.30m	4.00~5.01m
56	鱒ヶ崎区画112号線 市道81112号線	89.80m	4.00~4.01m
57	鱒ヶ崎区画113号線 市道81113号線	132.98m	6.00~7.04m
58	鱒ヶ崎区画114号線 市道81114号線	101.04m	4.00~4.09m
59	鱒ヶ崎区画115号線 市道81115号線	221.90m	6.00~6.06m
60	鱒ヶ崎区画119号線 市道81119号線	92.98m	4.20~6.01m
67	鱒ヶ崎7号歩行者専用道路 市道81507号線	114.62m	2.72~3.18m

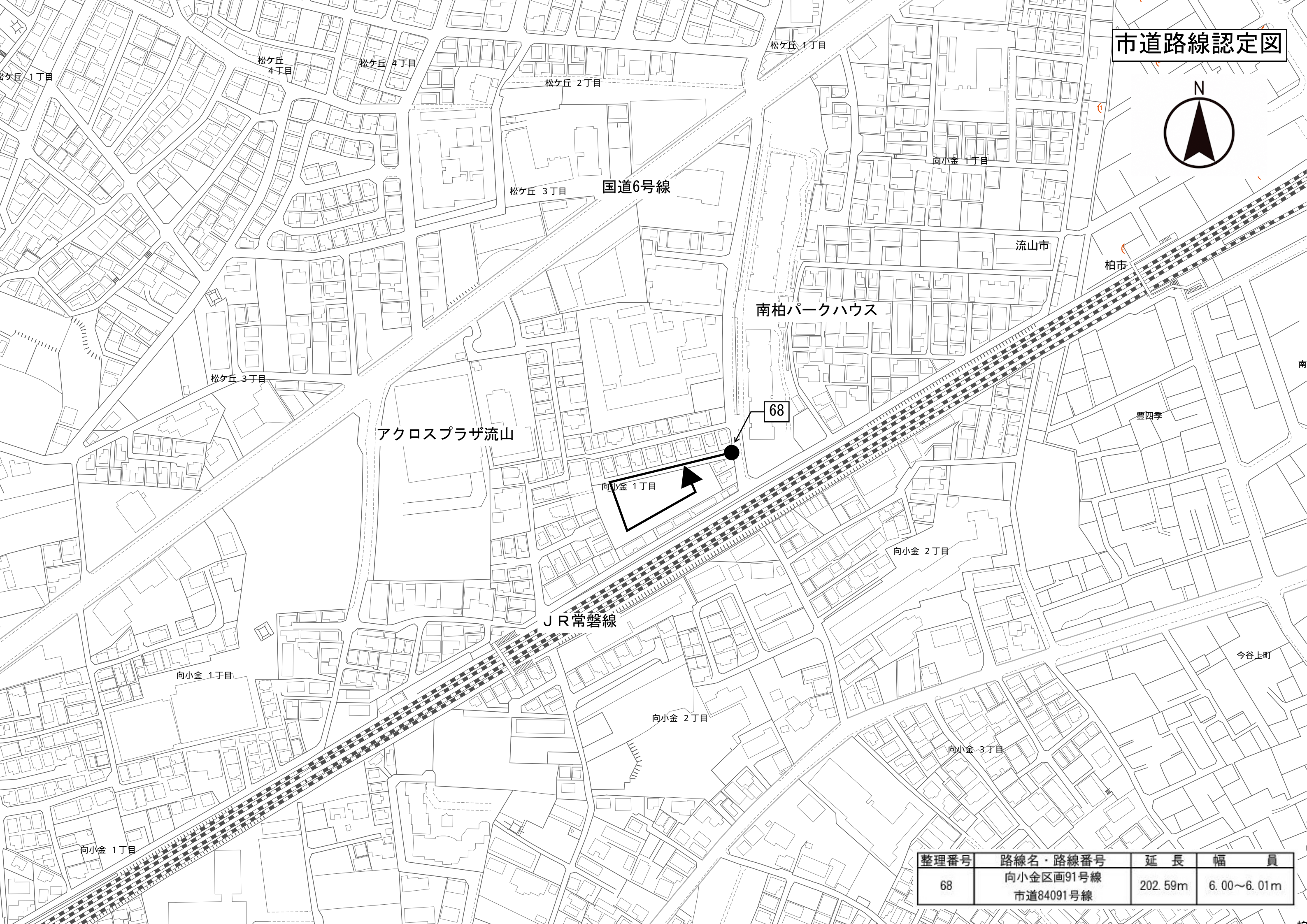
市道路線認定図

流山都市計画事業
木地区一体型特定土地区画整理事業



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
38	木区画53号線 市道80053号線	76.94m	6.00~6.01m
39	木区画54号線 市道80054号線	144.19m	5.99~6.03m
40	木区画55号線 市道80055号線	131.91m	6.00~6.02m
41	木区画56号線 市道80056号線	149.18m	6.00~6.00m
42	木区画57号線 市道80057号線	357.43m	5.97~6.31m
43	木区画58号線 市道80058号線	30.23m	6.00~6.01m
44	木区画59号線 市道80059号線	99.21m	5.98~6.00m
45	木区画60号線 市道80060号線	125.95m	5.99~6.03m
46	木区画61号線 市道80061号線	76.28m	6.00~6.03m
47	木区画62号線 市道80062号線	209.15m	8.00~8.06m
48	木区画63号線 市道80063号線	430.79m	3.65~6.50m
49	木区画64号線 市道80064号線	34.15m	5.99~6.00m
50	木区画65号線 市道80065号線	219.96m	2.29~2.81m

市道路線認定図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
68	向小金区画91号線 市道84091号線	202.59m	6.00~6.01m

議案第 110 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和3年11月25日提出

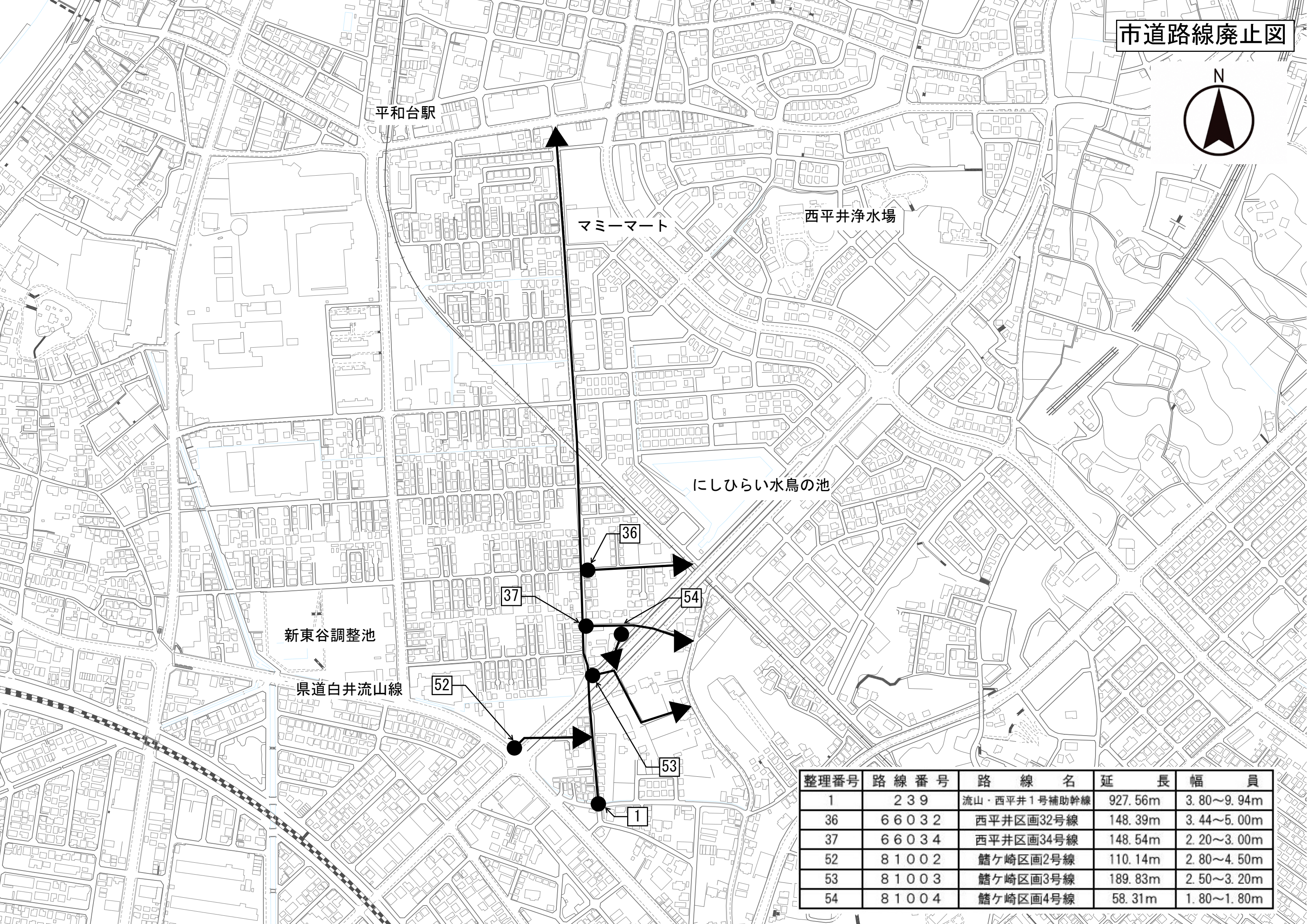
流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	239	流山・西平井1号補助幹線	鱸ヶ崎字高田950番6	
			西平井字谷新田5番2	
2	246	木1号補助幹線	木字小沼879番4	
			木字下谷373番1	
3	05020	平方区画20号線	平方字上谷529番1	
			同 所508番2	
4	05022	平方区画22号線	平方字中谷602番1	
			平方字上谷581番2	
5	05025	平方区画25号線	平方字中谷675番1	
			同 所652番2	
6	05027	平方区画27号線	平方字下中谷748番1	
			平方字中谷725番2	
7	05043	平方区画43号線	平方字下谷887番1	
			平方字下中谷863番2	
8	05045	平方区画45号線	平方字下谷960番1	
			同 所929番2	
9	06006	中野久木区画6号線	中野久木字宮下223番1	
			同 所280番	
10	06012	中野久木区画12号線	中野久木字田苗下85番3	
			中野久木字宮下284番	
11	06016	中野久木区画16号線	中野久木字田苗下87番1	
			同 所52番	
12	06045	中野久木区画45号線	中野久木字田苗下58番	
			同 所11番1	
13	07015	美原区画15号線	美原4丁目225番17	
			同 所同 番5	
14	17001	北小屋区画1号線	小屋字土深割184番3	
			中野久木字田苗下1番2	
15	17003	北小屋区画3号線	小屋字土深割189番1	
			同 所147番2	
16	17005	北小屋区画5号線	小屋字土深割228番1	
			同 所209番2	
17	17009	北小屋区画9号線	北字赤坂253番1	
			同 所236番4	
18	17011	北小屋区画11号線	北字赤坂366番1	
			同 所339番4	
19	38505	駒木5号自転車歩行者専用道路	駒木709番1	
			同所703番8	
20	40031	市野谷区画31号線	市野谷字中嶋330番4	
			同 所343番	

整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
21	40033	市野谷区画33号線	市野谷字中嶋317番	
			同 所323番	
22	40041	市野谷区画41号線	市野谷字下屋敷156番	
			市野谷字後山623番8	
23	57001	前平井区画1号線	前平井字ゑぼうち8番1	
			前平井字下田194番2	
24	57002	前平井区画2号線	前平井字ゑぼうち29番	
			同 所19番	
25	57003	前平井区画3号線	前平井字ゑぼうち30番	
			同 所52番	
26	57004	前平井区画4号線	前平井字ゑぼうち72番	
			同 所43番	
27	57005	前平井区画5号線	前平井字堀米84番	
			前平井字ゑぼうち79番	
28	57006	前平井区画6号線	前平井字ゑぼうち67番	
			同 所62番	
29	57007	前平井区画7号線	前平井字ゑぼうち64番	
			前平井字堀米124番2	
30	57008	前平井区画8号線	前平井字堀米120番	
			同 所108番	
31	57009	前平井区画9号線	前平井字堀米125番1	
			同 所121番1	
32	57010	前平井区画10号線	前平井字ゑぼうち47番1	
			同 所54番	
33	57011	前平井区画11号線	前平井字堀米148番1	
			同 所146番2	
34	57012	前平井区画12号線	前平井字下田186番	
			前平井字堀米163番	
35	57013	前平井区画13号線	前平井字堀米104番	
			前平井字下田177番	
36	66032	西平井区画32号線	西平井字羽中1121番1	
			同 所1131番2	
37	66034	西平井区画34号線	西平井字釘貫1080番	
			同 所1087番	
38	66046	西平井区画46号線	西平井字大崎1310番2	
			鱒ヶ崎字塚ノ腰1297番7	
39	68001	中区画1号線	中字中ノ台8番1	
			前平井字下田200番1	
40	68005	中区画5号線	中字中屋敷63番1	
			同 所61番2	

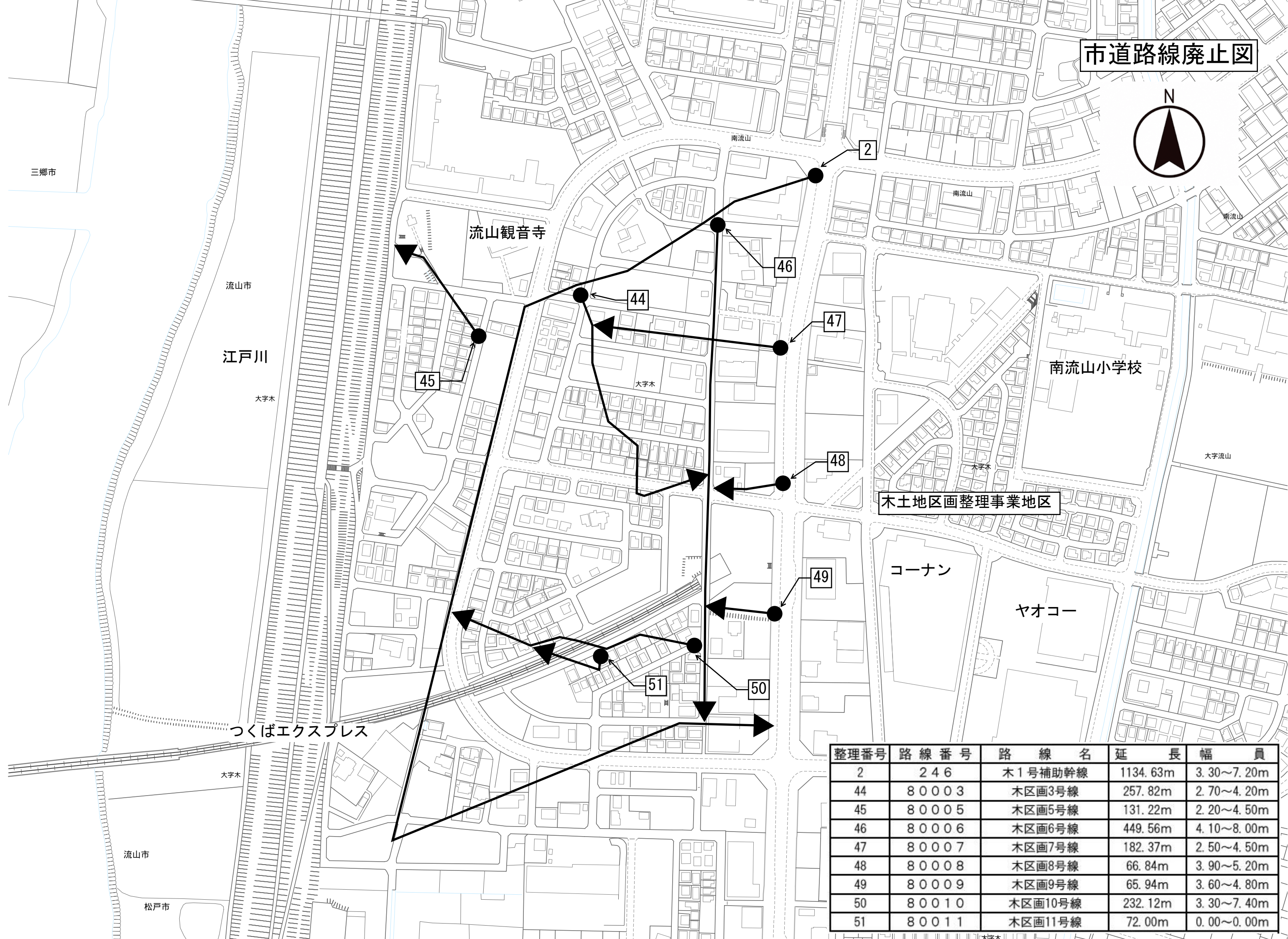
整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
41	68006	中区画6号線	中宇中屋敷66番1	
			同 所102番1	
42	68009	中区画9号線	中宇大屋敷131番2	
			前平井字堀米152番2	
43	68010	中区画10号線	中宇大屋敷125番1	
			同 所122番	
44	80003	木区画3号線	木字前田857番2	
			同 所696番	
45	80005	木区画5号線	木字流作1485番1	
			同 所1427番6	
46	80006	木区画6号線	木字寅之起517番	
			木字前田725番1	
47	80007	木区画7号線	木字寅之起512番3	
			木字前田596番1	
48	80008	木区画8号線	木字下谷468番2	
			同 所421番	
49	80009	木区画9号線	木字下谷415番1	
			同 所381番	
50	80010	木区画10号線	木字前田551番	
			同 所738番1	
51	80011	木区画11号線	木字前田677番2	
			同 所734番	
52	81002	鱒ヶ崎区画2号線	鱒ヶ崎字高田952番	
			同 所958番5	
53	81003	鱒ヶ崎区画3号線	鱒ヶ崎字高田951番	
			同 所1012番	
54	81004	鱒ヶ崎区画4号線	鱒ヶ崎字高田995番11	
			同 所998番	
55	81018	鱒ヶ崎区画18号線	鱒ヶ崎字塚ノ腰1223番8	
			同 所1215番3	
56	81019	鱒ヶ崎区画19号線	鱒ヶ崎字塚ノ腰1180番4	
			鱒ヶ崎字谷津1126番1	
57	81022	鱒ヶ崎区画22号線	鱒ヶ崎字塚ノ腰1270番3	
			同 所1264番17	
58	82001	宮園区画1号線	宮園1丁目16番7	
			同 所17番2	

市道路線廃止図

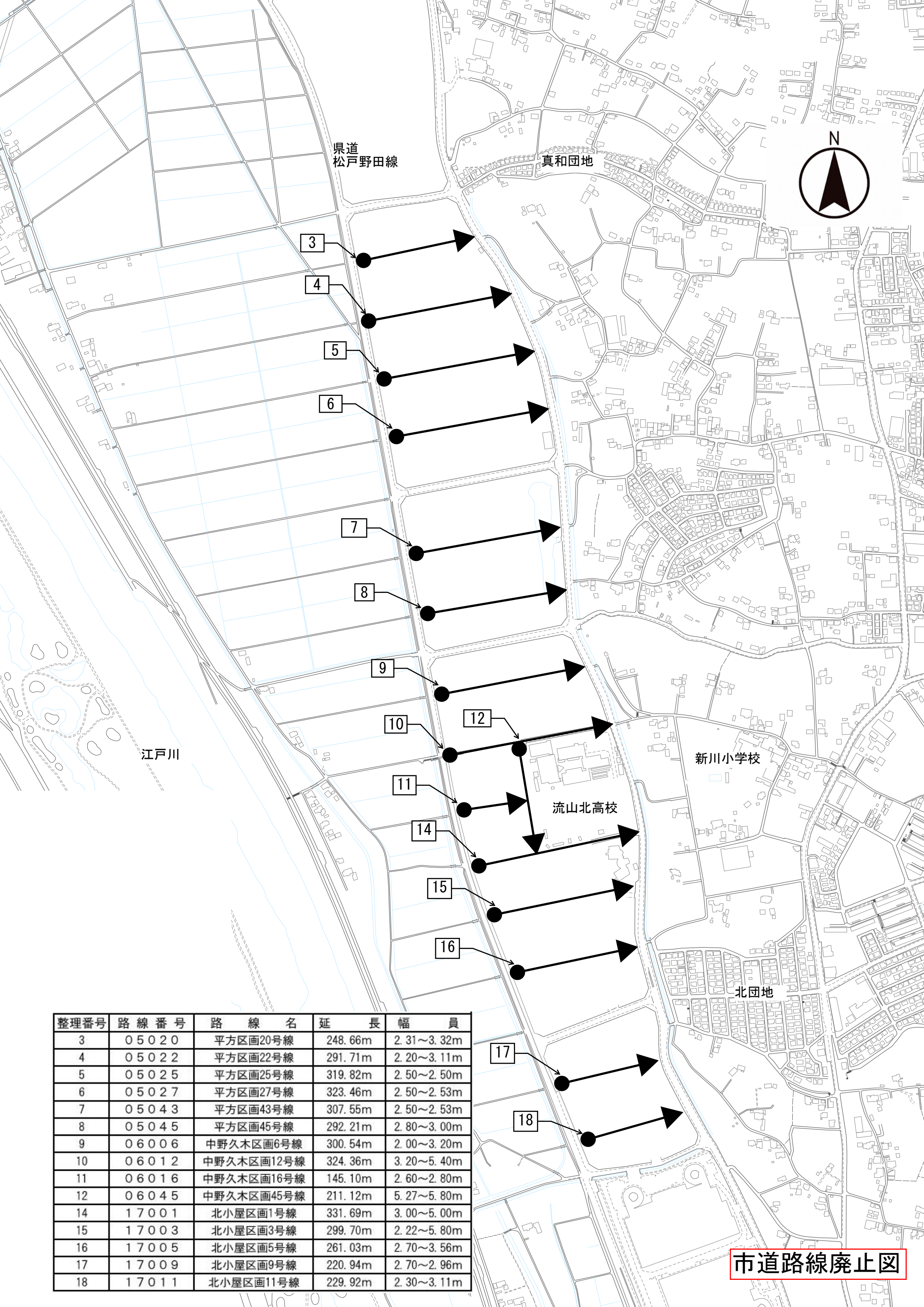


整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
1	239	流山・西平井1号補助幹線	927.56m	3.80~9.94m
36	66032	西平井区画32号線	148.39m	3.44~5.00m
37	66034	西平井区画34号線	148.54m	2.20~3.00m
52	81002	鱒ヶ崎区画2号線	110.14m	2.80~4.50m
53	81003	鱒ヶ崎区画3号線	189.83m	2.50~3.20m
54	81004	鱒ヶ崎区画4号線	58.31m	1.80~1.80m

市道路線廃止図



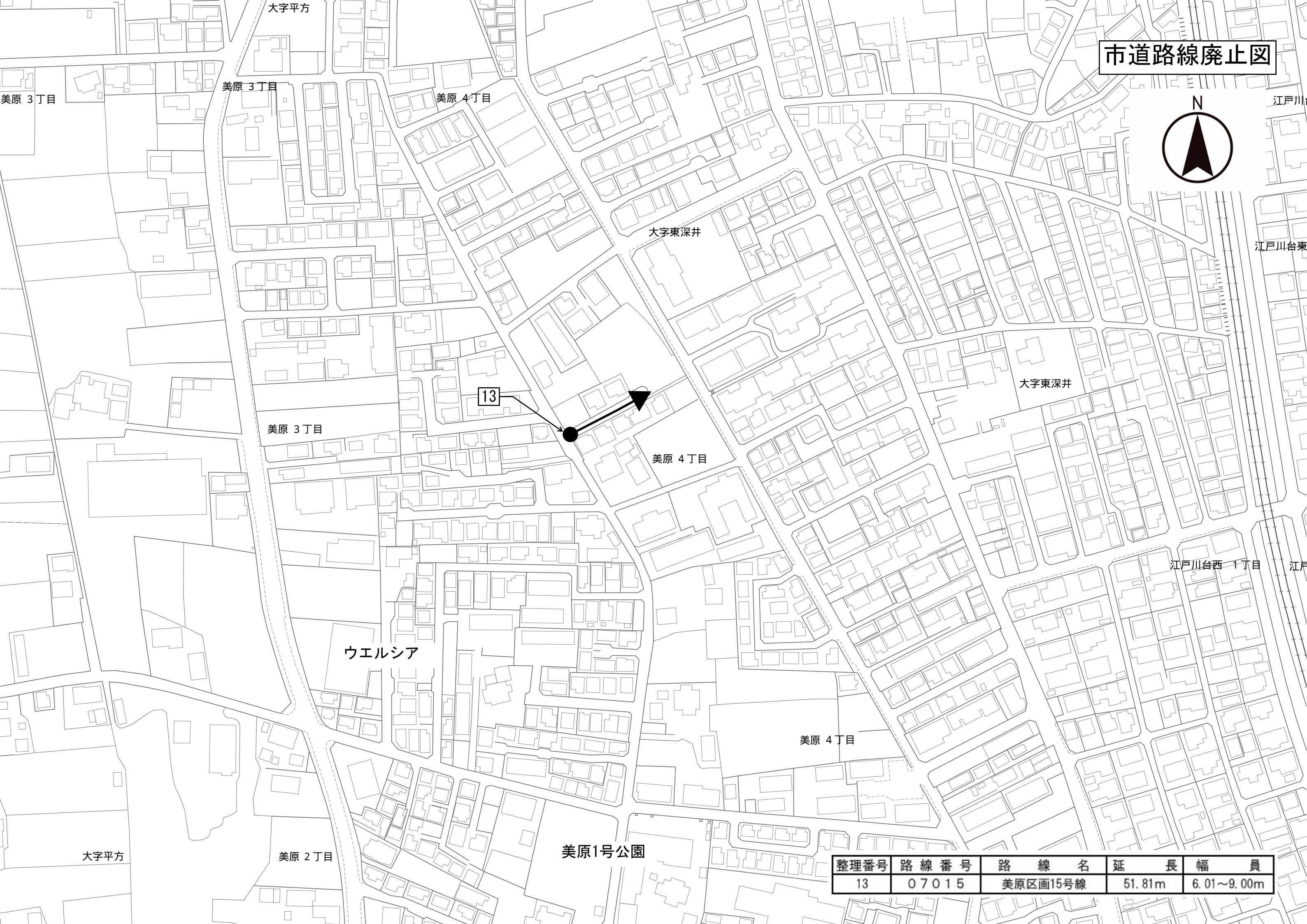
整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
2	246	木1号補助幹線	1134.63m	3.30~7.20m
44	80003	木区画3号線	257.82m	2.70~4.20m
45	80005	木区画5号線	131.22m	2.20~4.50m
46	80006	木区画6号線	449.56m	4.10~8.00m
47	80007	木区画7号線	182.37m	2.50~4.50m
48	80008	木区画8号線	66.84m	3.90~5.20m
49	80009	木区画9号線	65.94m	3.60~4.80m
50	80010	木区画10号線	232.12m	3.30~7.40m
51	80011	木区画11号線	72.00m	0.00~0.00m



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
3	05020	平方区画20号線	248.66m	2.31~3.32m
4	05022	平方区画22号線	291.71m	2.20~3.11m
5	05025	平方区画25号線	319.82m	2.50~2.50m
6	05027	平方区画27号線	323.46m	2.50~2.53m
7	05043	平方区画43号線	307.55m	2.50~2.53m
8	05045	平方区画45号線	292.21m	2.80~3.00m
9	06006	中野久木区画6号線	300.54m	2.00~3.20m
10	06012	中野久木区画12号線	324.36m	3.20~5.40m
11	06016	中野久木区画16号線	145.10m	2.60~2.80m
12	06045	中野久木区画45号線	211.12m	5.27~5.80m
14	17001	北小屋区画1号線	331.69m	3.00~5.00m
15	17003	北小屋区画3号線	299.70m	2.22~5.80m
16	17005	北小屋区画5号線	261.03m	2.70~3.56m
17	17009	北小屋区画9号線	220.94m	2.70~2.96m
18	17011	北小屋区画11号線	229.92m	2.30~3.11m

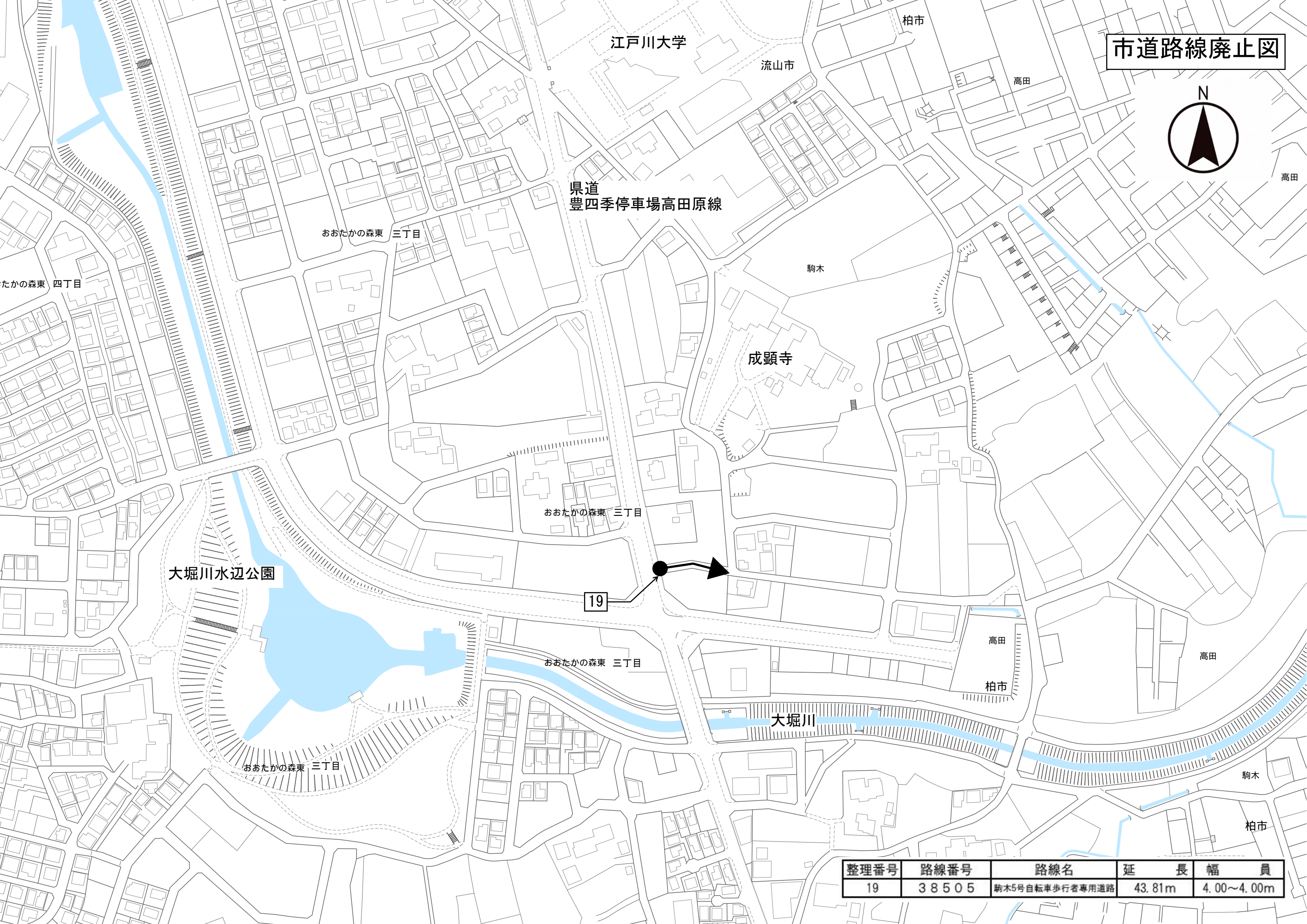
市道路線廃止図

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
13	07015	美原区画15号線	51.81m	6.01~9.00m

市道路線廃止図



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
19	38505	駒木5号自転車歩行者専用道路	43.81m	4.00~4.00m

市道路線廃止図



おおたかの森小学校・中学校

運動公園周辺土地区画整理事業地区

円東寺

ヤオコー

22

21

20

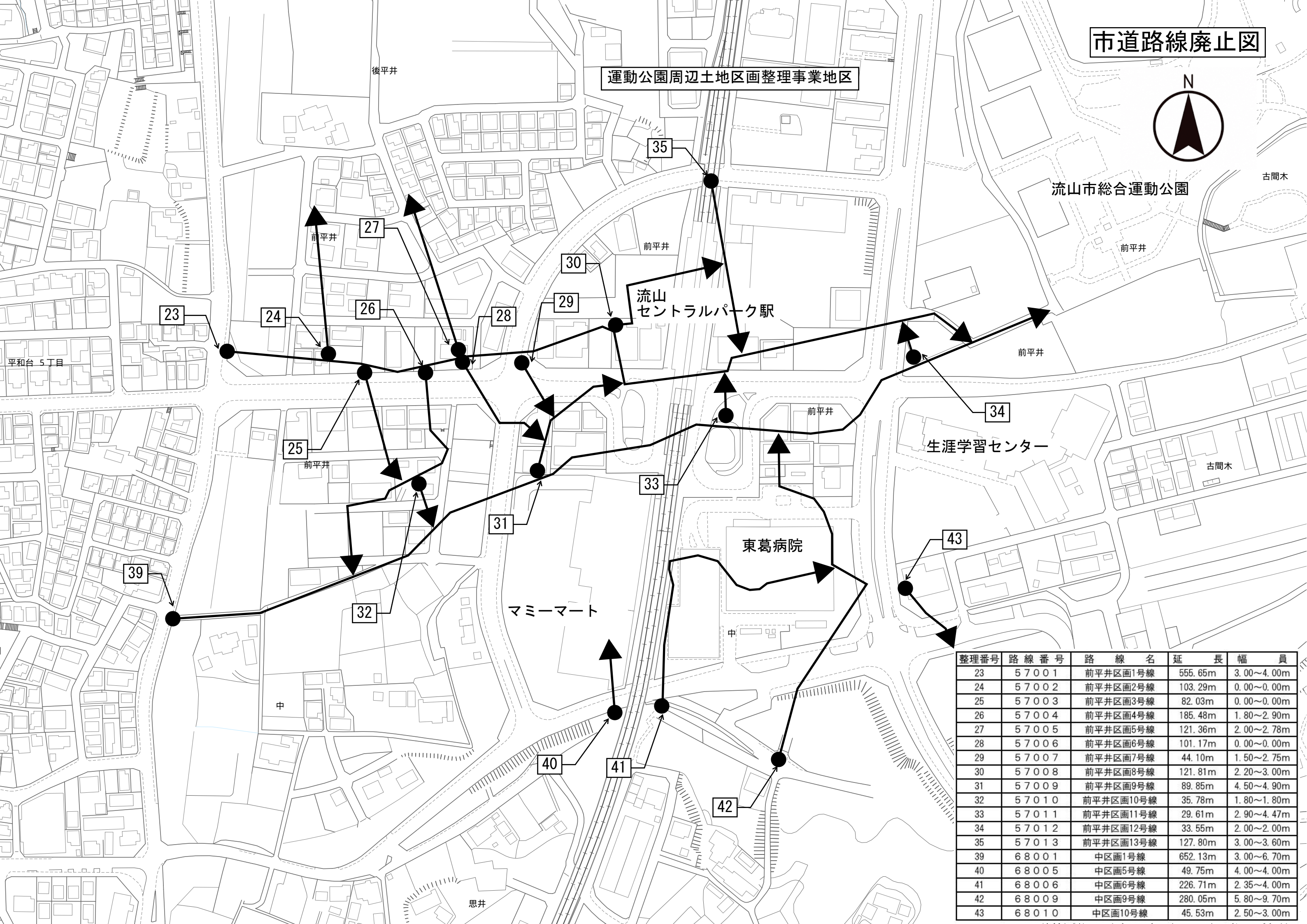
南部中学校

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
20	40031	市野谷区画31号線	150.18m	2.50~3.40m
21	40033	市野谷区画33号線	130.87m	2.20~3.70m
22	40041	市野谷区画41号線	727.26m	3.00~4.30m

市道路線廃止図



運動公園周辺土地区画整理事業地区



整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
23	57001	前平井区画1号線	555.65m	3.00~4.00m
24	57002	前平井区画2号線	103.29m	0.00~0.00m
25	57003	前平井区画3号線	82.03m	0.00~0.00m
26	57004	前平井区画4号線	185.48m	1.80~2.90m
27	57005	前平井区画5号線	121.36m	2.00~2.78m
28	57006	前平井区画6号線	101.17m	0.00~0.00m
29	57007	前平井区画7号線	44.10m	1.50~2.75m
30	57008	前平井区画8号線	121.81m	2.20~3.00m
31	57009	前平井区画9号線	89.85m	4.50~4.90m
32	57010	前平井区画10号線	35.78m	1.80~1.80m
33	57011	前平井区画11号線	29.61m	2.90~4.47m
34	57012	前平井区画12号線	33.55m	2.00~2.00m
35	57013	前平井区画13号線	127.80m	3.00~3.60m
39	68001	中区画1号線	652.13m	3.00~6.70m
40	68005	中区画5号線	49.75m	4.00~4.00m
41	68006	中区画6号線	226.71m	2.35~4.00m
42	68009	中区画9号線	280.05m	5.80~9.70m
43	68010	中区画10号線	45.53m	2.50~3.00m

市道路線廃止図

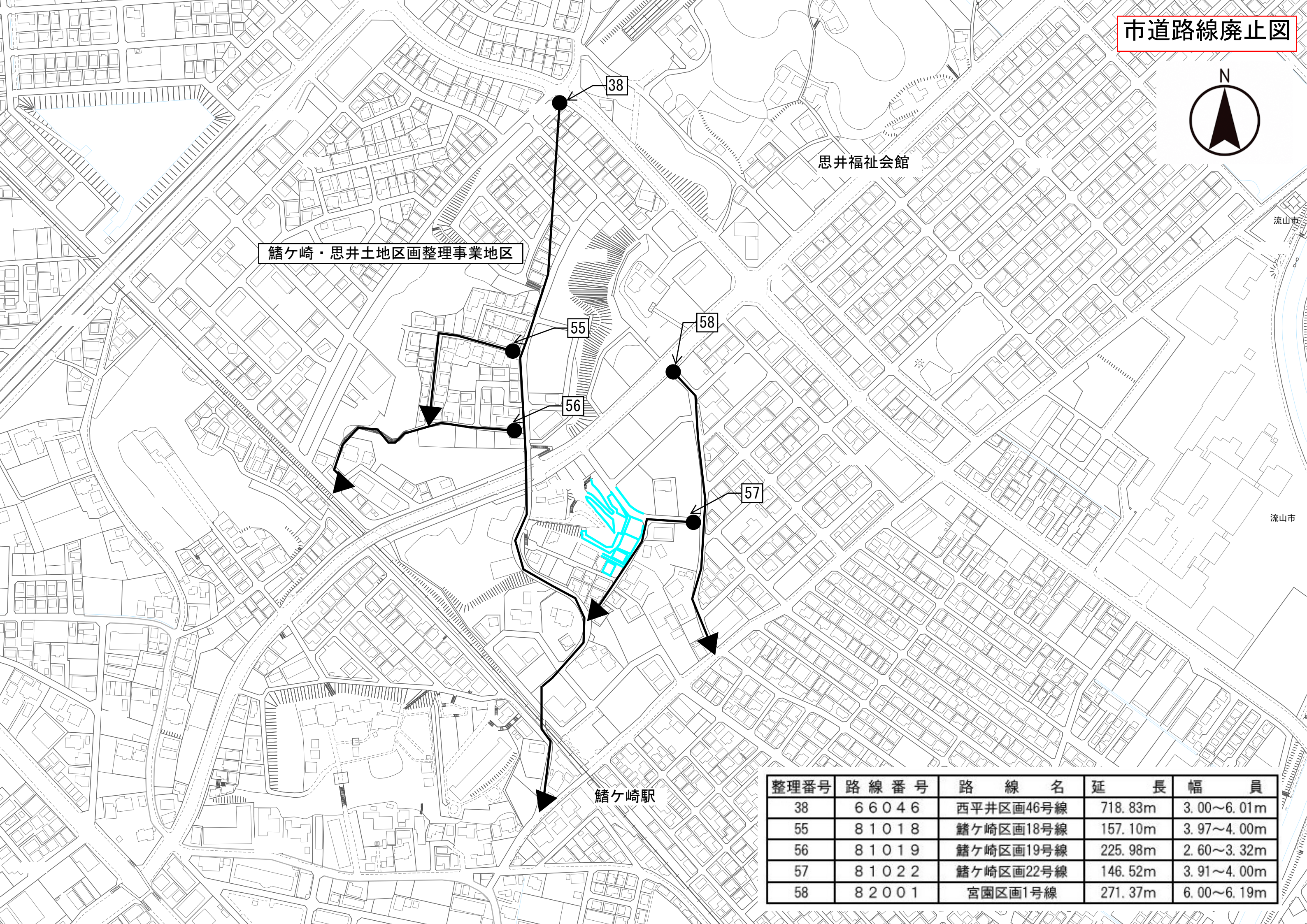


鯖ヶ崎・思井土地区画整理事業地区

思井福祉会館

鯖ヶ崎駅

整理番号	路線番号	路線名	延長	幅員
38	66046	西平井区画46号線	718.83m	3.00~6.01m
55	81018	鯖ヶ崎区画18号線	157.10m	3.97~4.00m
56	81019	鯖ヶ崎区画19号線	225.98m	2.60~3.32m
57	81022	鯖ヶ崎区画22号線	146.52m	3.91~4.00m
58	82001	宮園区画1号線	271.37m	6.00~6.19m



議案第 111 号

松戸市ほか5市消防指令事務協議会の廃止に関する協議について
松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を廃止する規約を別紙のとおり
制定し、松戸市ほか5市消防指令事務協議会を廃止することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりそ
の例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、
関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求める。

令和3年11月25日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 松戸市ほか5市消防指令事務協議会を廃止することについて、
関係地方公共団体と協議するためである。

松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約を廃止する規約
松戸市ほか5市消防指令事務協議会規約（平成23年4月1日締結）
は、廃止する。

附 則

この規約は、令和4年1月31日から施行する。

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月25日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月6日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市中央消防署の職員が、流山中央ポンプ1号車で同署から出向する際、その敷地内で当該車両を前進させた後に停車し、所用のため当該車両を離れたところ、サイドブレーキの引きが十分でなかったため、当該車両が前進し、相手方の住宅の外構ブロック塀に衝突し当該塀を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年5月28日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 相手方住所地 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年9月6日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 40,700円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年9月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 経済振興部流山本町・利根運河ツーリズム推進課の職員が、公務のため公用車（市が賃借している自動車）を流山市役所公用車立体駐車場の所定の駐車位置に駐車しようとした際、駐車場の柱に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和3年7月2日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市平和台2丁目1番地の3
（流山市役所公用車立体駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタルオートリース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和3年9月8日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 180,620円 |